

第3章

「持続する成長力」のために取り組むべき課題

第1節 国際的な事業環境整備の推進

第2節 対内直接投資の拡大

第3節 人的資本の育成と活用

第4節 「投資立国」の実現に向けて ～「単線的」構造から「複線的」構造へ～

第3章 「持続する成長力」のために取り組むべき課題

要旨

第1節 国際的な事業環境整備の推進

(国際事業ネットワーク形成上の重要な3つの視点 ～自由化・調和・安定化～)

- ▶ 国際経済は、米国や我が国等の先進国をけん引役として、1990年以降、安定した成長を継続。こうした中、東アジア諸国・地域やBRICS諸国は、グローバル化をいかし、海外からの投資を積極的に受け入れて高い経済成長を実現し、国際経済における存在感を増大。
- ▶ 我が国企業が国際事業ネットワークを形成している中、企業活動の場の自由化（貿易・投資の自由化）、調和（経済ルールの調和）、安定化（為替・金融市場の安定化）が重要。

(アジアの「ビジネスコスト距離」)

- ▶ 国際事業ネットワークの形成に当たっては、事業拠点間をモノ、カネ、ヒト、情報等が往来するコストの水準（「ビジネスコスト距離」）が重要。アジアの「ビジネスコスト距離」は、縮小しているものの、その度合いは不均一であり、更なる短縮に向けた政策努力が必要。また、国内地方都市とアジア都市との立地競争は激化。

(EPA/FTAによる貿易・投資の自由化等)

- ▶ 貿易・投資の自由化促進の手段として、EPA/FTAの推進が重要。また、我が国は、経済協力等を通じて、アジアの発展に大きく貢献。さらにASEAN+3、APEC、ASEMなどアジアとの地域協力の場の積極的活用が重要。

(多角的貿易の自由化)

- ▶ WTO体制の下、多角的貿易体制が深化・拡大。現在、ドーハ・ラウンドにおいて農業、非農産品市場アクセス等について交渉中。また、WTOの紛争処理手続を積極的に活用し、ルールに基づいた公平な紛争解決が重要。

第2節 対内直接投資の拡大

(我が国への対内直接投資の動向)

- ▶ 近年、我が国への対内直接投資は順調に拡大。

(製造業、サービス業における対内直接投資の効果)

- ▶ 製造業、サービス業において、外資系企業によるM&Aはシナジー効果の発揮等により総じて我が国企業の生産性の向上に寄与。

(国際的に見ると低調な我が国への対内直接投資とその要因)

- ▶ 世界の対内直接投資はすう勢的に増加しているが、我が国への対内直接投資は国際的には低い水準。その要因は、①立地優位性の問題（コスト高）、②参入障壁の存在（サービス業での規制等）、③国内企業との厳しい競争（「生産性の壁」）。

(我が国への対内直接投資の更なる拡大に向けた課題)

- ▶ 対日直接投資を更に拡大するためには、①我が国の立地優位性の活用と対外的な情報発信、

②規制の見直し等を通じた投資環境の一層の整備、③国境を越えたM&Aの円滑化、が重要な課題。

第3節 人的資本の育成と活用

(国際的に激化する「人材競争」と我が国における人的資本の育成・活用)

▶ 国際的な「人材競争」が激化する中、人的資本の質の向上が重要な課題。

(国内における人材育成)

▶ 教育界と産業界が連携の下、国内人材の育成の在り方の検討が重要。ニート・フリーターについては、将来的な人的資本の劣化要因となるため、適切な取組が重要。

(経験・知識の豊富な女性・高齢者の就業促進)

▶ 諸外国と比較して我が国は経験・知識の豊富な女性・高齢者の活用が不十分。我が国において知識・経験の豊富な女性や高齢者を十分に活用した場合の潜在的な付加価値創出額は極めて大きく、その活用が重要。また、「2007年」問題に伴う技能・ノウハウの流出が懸念されており、企業における技能継承など積極的な対策が必要。

(高度な海外人材の活用)

▶ 我が国は、諸外国と比較して、高度な海外人材の活用は高い水準とは言えない。また、高度人材となり得る留学生受入れも低調。今後、受入制度・生活環境面での取組が重要。

第4節 「投資立国」の実現に向けて ～「単線的」構造から「複線的」構造へ～

(「単線的」構造の我が国の所得収支)

▶ 我が国の所得収支は順調に拡大。しかし、その拡大は「経常収支黒字→対外純資産残高増加→所得収支拡大」という「単線的」構造に立脚。今後、少子高齢化を通じて経常収支黒字が縮小する中でも所得収支を拡大するためには、英国・米国のような「複線的」構造（対内・対外投資を拡大し、対外資産収益率を向上させることで所得収支を拡大）に立脚した「投資立国」の実現が重要。

(相対的に低い我が国の対外資産収益率)

▶ 我が国の対外資産収益率は相対的に低い。その要因は、①対外資産が証券投資に偏重、②対外資産が米国、EUに偏重、③低い直接投資収益率。裏を返せば、投資収益率改善のためには、アジア向け直接投資拡大がカギ。アジア向け直接投資を拡大することは、国際事業ネットワークの形成と表裏一体であり、我が国の生産性向上にも寄与（産業的投資立国）。

(「複線的」構造への転換に向けた制度整備)

▶ 「複線的」構造へ転換するためには、①対内投資の拡大、②対外投資の拡大、③海外資産収益率の向上、といった3つの視点に沿った制度整備の推進が重要。また、拡大した所得収支の適切な国内還流を自由に行える環境整備も重要。

(GDP比で所得収支倍増の可能性)

▶ 所得収支の「複線的」構造の実現と資産ポートフォリオの改善により、所得収支はGDP比で4.7%まで拡大する可能性がある。

本章では、ここまでの分析等を踏まえて、国際経済との関わりの中で「持続する成長力」を備えるために取り組むべき課題について論じる。

具体的には、①企業活動の「フィールド」（活動の場）の自由化・調和・安定化と事業拠点間を結ぶ「ビジネスコスト距離」の短縮等を通じて、企業の国際事業ネットワーク構築を促す事業環境整備の推進、②生産性向上を伴う対内直接投資の更なる拡大、③人的資本の育成と活用、④「複線的」構造に立脚した「投資立国」化、の4つのポイントについて論じる。

第1節 国際的な事業環境整備の推進

我が国企業が、我が国とアジアを企業活動の「フィールド」として、国際事業ネットワークを形成している中、「フィールド」の自由化・調和・安定化等を通じて事業環境整備を推進することが重要な政策課題である。こうした国際的な事

業環境整備の推進は、企業の国際展開の費用を政策的に引き下げ、更なる企業活動の国際化と企業便益の増大をもたらすとともに、我が国全体として見れば、生産性の向上と所得収支の増大につながる。

1. 国際事業ネットワーク形成上の重要な3つの視点 ～自由化・調和・安定化～

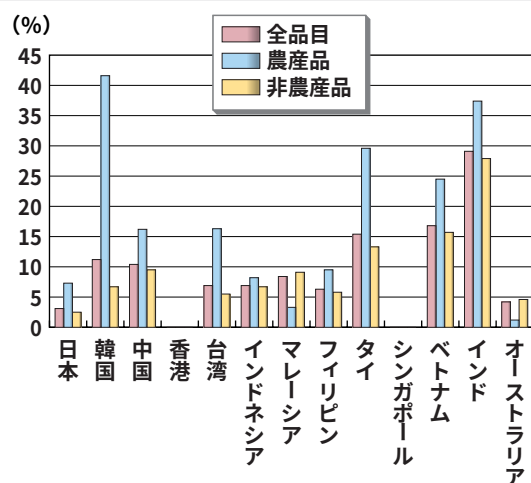
(1) 自由なフィールド ～貿易・投資の自由化～

貿易・投資の自由化は、一般的には資源の効率的な分配をより広い範囲で実現することで、経済全体の効率性を高める。我が国とアジアを中心に我が国企業が事業ネットワークの形成を適切に進めていく上で、貿易・投資の自由化によって「自由なフィールド」が整備されることは重要な前提条件となる。

しかしながら、依然としてアジアの実効関税率は高く（第3-1-1図）、また、多くの国で外国企業に対する業種・出資比率・資本金等に係る参入規制も存在している。特に、世界的にサービス経済化が進展する中、サービス業の参入規制が多くの国で存在している（第3-1-2図）。

このため、WTOにおける多角的貿易の自由化、EPAの締結による貿易・投資の自由化等を進めることは重要な政策課題となっている。これらについては、本節3.と5.で詳細に論じることとする。

第3-1-1図 アジア諸国・地域の実行関税率



(備考) 1. 各品目の単純平均実効関税率。
2. 台湾、マレーシアは2003年、インドネシアは2002年の実効関税率。

(資料) WTO 「World Trade Report 2005」 から作成。

(2) 調和されたフィールド ～経済ルールの調和～

アジア域内において事業ネットワークを形成する我が国企業にとって、域内の国・地域ごとに経済ルールが異なると、そのルールに個別に対応するための追加的なコストを要してしまう。これは、国際事業ネットワーク形成の効用を最大限享受できないことを意味する。今後、我が国企業の事業ネットワークを進展させていくためには、複数国にまたがる企業活動の調整コストを低減するため、経済ルールの調和を図ることが重要な課題である。具体的には、競争政策、知的財産保護制度

第3-1-2表 アジア諸国・地域の主な外資規制

	業種規制	出資比率	土地所有	資本金規制
中国	○「外商投資方向の指導規定」に基づく「外商投資産業指導目録」で規定（禁止業種例） 電力網の建設・運営、郵便会社、遺伝子組換植物の種子生産・開発 等 （規制業種例） 土地の大規模開発（合併、合作に限定）、法律相談、マーケティング相談（合併、合作に限定）、医療機関（合併、合作に限定）、水上輸送（49%未満）、基礎電信業務における移動音声サービス及びデータサービス（49%未満）、生命保険（50%未満）、証券会社（33.3%未満） 等	・合併企業法及び合作企業法に基づく外資比率25%以上 ・「外商投資産業指導目録」に定める出資比率制限	・所有権は国家に帰属 ・ただし、外資による使用权は認められている	・会社法に基づく最低払込資本金額 有限責任公司：3万人民元 一人有限責任公司：10万人民元
韓国	○日韓投資協定により日本人の韓国内投資は内国民待遇が付与 ○ただし、同協定付属書により例外規制業種が存在（禁止業種例） 映画産業、電気業、ガス業、屋外広告業 等 （規制業種例） 電気通信業、航空運輸業、放送業 等	・外国人投資対象業種のうち開放業種に対しては100%許容 ・部分開放業種は外国人投資許容比率まで許容	・内外平等主義の原則に従い、民法上内国人と同等の権利が認められる ・ただし、外国人土地法に基づき、国防産業、その他公共目的に必要な地域については一部制限あり	・最低資本金： 株式会社は5,000万ウォン
インドネシア	○外国投資法、大統領令等による規定（ネガティブリスト）（禁止業種例） 国防産業、国内海運（商業部門）、ラジオ及びテレビ放送、商業サービス及び関連サービス（ただし、大規模小売業、大規模流通業、港湾倉庫業、アフターサービス等7分野は除外） 等 （規制業種例） ①内資との合併が条件 港湾の建設・運営、発電・送電・電力供給、医療サービス、通信 等 ②一定条件下で投資可能 発電、レストラン、木材を原料としたパルプの製造 等	・インドネシア企業との合併を選択した場合、出資比率95%まで可能 ・外資100%の場合は、操業後15年以内に株式の一部を直接譲渡又は証券市場を通じてインドネシアの個人又は法人に譲渡することが義務づけられている	・土地所有権はインドネシア人のみに認められる ・外資は電子計算機利用技術開発室、賃借権等のその他の土地に関する権利を取得した上で、特定の土地において操業	原則、金額に関する規定なし
タイ	○外国人事業法に基づき43業種が規制（絶対禁止業種例） 新聞発行、ラジオ放送、テレビ放送事業、農業、果樹園 等 （閣議承認の下、商務大臣の許可を得た場合参入可能業種例） 国内陸上、海上、航空運輸及び国内航空事業 等 （外国人事業委員会承認の下、商業省商業登記局の許可を得た場合参入可能業種例） 会計サービス、法律サービス、建築設計サービス、広告業 等	・外資比率50%以上の企業は、外国人事業法に規定される43業種への参入が制限 ・ただし、タイ投資委員会(BOI)新投資奨励策により特例あり（例）製造業の投資プロジェクトはその立地にかかわらず、外資の株式全数所有可能	・原則、禁止 ・ただし、BOI奨励企業や、工業団地公社（IEAT）認定企業は、出資比率にかかわらず土地取得可能	・最低資本金：外資マジョリティの場合200万バーツ以上（タイ資本マジョリティの場合、規制なし） ・ただし、外国人事業法の規制業種では特別な認可が必要な場合は原則300万バーツ以上
フィリピン	○外国投資法の規定に従い、ネガティブリストで規制（2年ごとに改定）（以下2004年11月改定のリストに基づく）（禁止業種例） 医療及びその関連業種、会計士、税関貨物取扱業 等 （規制業種例） ラジオ放送局（出資比率25%以下）、広告宣伝業（同30%以下）、民間就職斡旋業（同25%以下） 等	・ネガティブリストの出資規制業種に該当しなければ上限規制はなし	・土地所有は、禁止 ・ただし、フィリピン人が60%以上の資本を所有する株式会社等は土地所有可能	最低資本要件は、株式会社は授權資本金額の最低25%相当の株式を発行、発行株式の最低25%を払い込まなければならない。また、払込資本金額は5,000ペソ以上。
マレーシア	（規制業種） 公益業種（鉄道、電力、水道、電気通信、放送等）へは条件によって30%まで出資可能 ※国内産業保護の観点から、金融、保険、証券の分野は事実上、外資の参入が制限	（製造業部門） 原則、外資100%可能 （非製造業部門） 全産業に対してブミプトラ資本を30%以上導入すれば、残りは外資の保有が可能	1物件15万リンギ以上のみ許可	最低授權資本金は10万リンギ、最低払込資本金は2リンギ
ベトナム	○外国投資法に基づき、投資ライセンスの取得が必要（条件付き許可業種例） ①事業協力契約限定業種（ベトナム側事業者は当該事業団体に限定） 公共通信網構築、通信サービス提供、国際・国内宅配便サービス運営 等 ②事業協力契約又は合併企業限定業種 石油等鉱物資源採掘・精製、航空・鉄道・海上輸送、公共乗客輸送、経営コンサルタント業（技術指導事業除く） 等 ③原材料開発が求められる業種 乳製品の生産・加工、植物油の生産、木材の加工 等 ④首相の認可が必要な業種 輸入支援サービス、国内流通サービス、海洋漁業、資源採掘 （禁止業種例） 郵政事業（ただし国際郵便配達に限り合併会社のみ許可）、カジノ事業 等	・最低出資比率30%（政府承認があれば20%） ・国際郵便配達事業における資本拠出比率は首相が決定	・土地は政府の管理下におかれる ・外資はベトナム政府から土地を賃貸し、財務省規則に従い賃貸料を支払う必要あり	—
インド	○ライセンス取得義務：アルコール飲料の蒸留・醸造 等 ○小規模企業への24%超の出資は認められない ○1991年新産業政策で指定された立地規制に触れる投資はライセンス取得義務（人口100万人以上の指定23都市において中心部25km以内の工場立地はライセンス取得義務） 等 （禁止業種例） 小売業、原子力、農業 等 （規制業種例） 銀行業、保険業、通信サービス業、放送業、薬品・医薬品、ベンチャーキャピタル 等	・ネガティブリストに該当しなければ、100%まで可能（出資比率は規制業種ごとに規定） ・外国機関投資家によるインド企業の株式取得については、原則24%まで（例外あり）	・外国企業のインド法人、支店は取得可能（駐在員事務所は不可）	・会社法に基づく最低資本金規制が存在 非公開会社：10万ルピー 公開会社：50万ルピー ・ノンバンクについては、外資側の出資比率に応じて最低資本金額が規定

(資料) ジェトロWebサイトから作成。

及び会社関連制度等の調和が重要である。

（効率的な事業ネットワーク形成のための競争政策¹の整備・調和）

効率的な国際事業ネットワークを形成するためには、カルテルや市場支配的地位の濫用などの反競争的行為を規制していくことが重要である。具体的には、各国の発展段階やアプローチの多様性に留意しつつ、①各国・地域内における法制度の整備・執行の強化、②域内における競争政策に関する国際協力及び制度の調和、を行っていくことが重要な課題となる（第3-1-3表）。

まず、貿易・投資に影響を与える各国・地域の国内市場における反競争的行為に対しては、当該国・地域の競争政策の整備及び執行強化が必要である。

しかしながら、アジアにおける競争法制の整備状況を見ると、マレーシアやフィリピン、中国などは個別法によって競争ルールを定めており、包括的な競争法制及びその執行機関が未整備の国も存在している（第3-1-4表）。また、インドネシアやタイなど競争法制が整備されている国においても、運用基準となるガイドラインが整備されていないことや競争当局の職員不足や執行能力の欠如といった競争法運用体制の問題等が指摘されている。このような現状を受け、我が国においてもODAを通じた法制度整備支援や公正取引委員会における技術研修を実施することで、域内全体の競争政策の実効性の底上げに取り組んでいる。

次に、国際的なカルテル等の反競争的行為や複数国・地域間の競争政策の相違から生じる問題については、域内における国際協力やルールの調和を行っていくことが重要である。

例えば、国際カルテルや反競争的な国際合併については、複数の国の競争法に基づいて判断される事件や一国による競争法の執行が他国の利益に影響を及ぼす可能性がある。また、事件摘発に当

第3-1-3表 貿易・投資に関連する競争政策上の問題

1. 貿易・投資に影響を及ぼす各国・地域の国内市場における反競争的行為	対応
○モノ、サービスのアクセス又は投資障壁となる反競争的行為 ・輸入カルテル ・不当な排他的取引慣行 ・事業者の市場支配的地位の濫用 等	各国・地域の競争政策の整備・執行強化
○行為が行われる国以外の国の市場に影響を及ぼす反競争的行為 ・輸入カルテル ・外国事業者間の反競争的な合併 等	
2. 経済関係の緊密化に伴って生じ得る国際的なカルテル等の反競争的行為	対応
○外国の事業者による投資先国における反競争的行為 ・多国籍企業によるカルテル、反競争的な合併、市場支配的地位の濫用 等	域内での競争政策の国際協力及び制度の調和
○複数国の市場に影響のある反競争的行為 ・国際カルテル ・反競争的な国際合併 等	
3. 複数国間で競争法制の内容や運用が異なることによる問題	
○競争法制の内容や運用の相違が、競争当局間の執行における協力の阻害となる可能性	
○ある国で問題とならない行為が、他の国で問題となり、事業活動の円滑な遂行に影響を及ぼす可能性	

（資料）公正取引委員会（2002）「独占禁止法国際問題研究会報告書」から作成。

第3-1-4表 アジア諸国・地域における競争関連法

国・地域名	競争関連法	担当機関
日本	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	公正取引委員会
インドネシア	独占行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法 1999年第5号（2000年）	事業競争監視委員会
マレーシア	【包括的競争法案検討中】 *消費者保護法（1999年） *通信マルチメディア法（1998年）	消費者保護法：国内取引消費者問題省 通信マルチメディア法：通信マルチメディア委員会
フィリピン	【包括的競争法案検討中】 *改正刑法第186条（1957年） *価格法（1992年） *消費者法（1993年）	通商産業省取引規制・消費者保護局公正取引課
シンガポール	2004年競争法（2005年1月から2007年1月までに漸次施行）	競争法委員会
タイ	仏暦2542年取引競争法（1999年）	取引競争委員会
ベトナム	競争法（2005年）	競争管理庁（商業省の下に設置）及び競争評議会
中国	【包括的競争法案検討中】 *反不正当竞争法（1993年） *価格法（1998年）	反不正当竞争法：国家工商行政管理总局 価格法：国家発展計画委員会
韓国	独占規制及び公正取引に関する法律（1980年）	公正取引委員会
台湾	公平交易法（1992年）	公平交易委員会
インド	2002年競争法（2003年）	インド競争委員会

（備考）1.（ ）内は施行年。

2. *は個別分野における競争関連法。

（資料）公正取引委員会（2002）「独占禁止法国際問題研究会報告書」、公正取引委員会Webサイトから作成。

たっても、相手国の競争当局との情報交換や執行調整といった連携が必要となる²。このような点からも、域内当局間で協力を図るとともに、制度の調和を図っていくことが域内の競争法の執行力を

¹ 競争政策とは、カルテルや不当な排他的取引慣行、事業者の市場支配的地位の濫用等を排除又は規制することで市場の効率的な資源配分機能を確保するための政策を指す。我が国では、独占禁止法を中心に構成されている。

² 二国間では、自由貿易協定の中で、当該協定による自由貿易の効果を高める目的から、競争関連規定を導入することが世界的な潮流となっている。我が国においては、2002年に発効された日本・シンガポール新時代経済連携協定において、反競争的行為の規制に係る約束、相手国の重要な利益に影響を及ぼし得る競争当局の執行活動等に関する通報、情報交換を通じた執行協力等を規定した競争政策条項を定めている。

高めることとなる。

また、個別企業の観点からも、国ごとに制度に相違があることは、効率的な事業ネットワークを形成する上で障害となり得る。すなわち、市場ごとに異なった競争政策が採られることで、当該市場の競争法制にのっとりた事業活動を行うことから、企業としてもその調整コストが生じ、円滑な国際事業ネットワークの形成が阻害される。我が国企業のアジア域内における適切な事業ネットワーク形成を支援していくためにも、域内の競争政策の調和を進めることが重要な課題と言える。

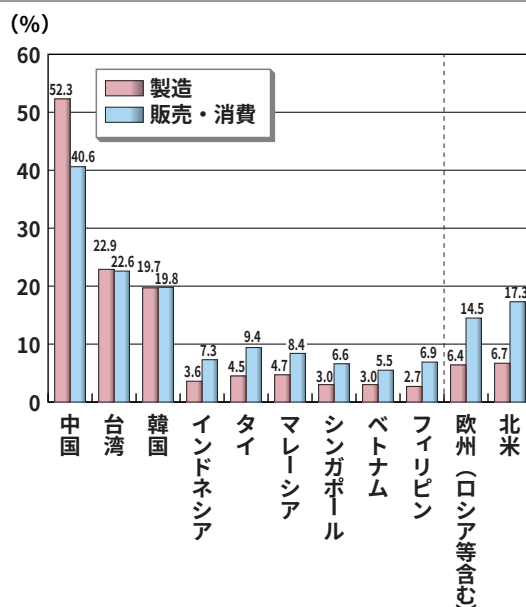
我が国においては、2006年1月より改正独占禁止法が施行され、我が国初となる課徴金減免制度³（リーニエンシー制度）の導入や公正取引委員会に対する犯則調査権限⁴の付与、課徴金算定率の引上げ等が実施され、米国やEUの競争政策の水準に近づいてきたと評価されている。将来的に、アジアにおける共通の競争政策をハイレベルなものにしていくためには、域内における競争当局への経済協力に加え、我が国としても新制度の執行体制の更なる強化を図り、域内における競争政策をリードしていくことが重要である。

（グローバル化に伴う模倣品の世界的流通と域内協力）

近年、現地における我が国企業の模倣品被害が深刻化しており、国際事業ネットワークを形成する上での障害となっている可能性がある。

第3-1-5図を見ると、模倣品の製造、販売は、我が国企業が事業ネットワークを形成している中国を始めとしたアジア地域に被害が集中している。進出先国における模倣品の氾濫は、我が国企業の現地での上げの圧迫のみならず、品質の劣る侵害品やコピー商品によるブランド・イメージの低下、製造物責任をめぐるトラブルの増加といった問題を引き起こすことを通じて、企業の事業機会

第3-1-5図 模倣品の
製造国・地域／販売国・地域



（備考） 1. 調査期間は2004年12月20日～2005年1月31日。アンケート調査。
2. 複数回答。（%）は全被害社数641社に対する各回答社数の割合。
3. 日本を含むアジア全体では製造93.1%、販売・消費89.5%。
（資料）特許庁（2005a）「2004年度模倣品被害調査報告書」から作成。

の喪失や事業コストの増大を招く可能性がある。

さらに、グローバル化の進展に伴い、模倣品の流通も一国のみにとどまらず、世界全体へ拡大している。第3-1-6図からも分かるように、その流通経路は、中国を始めとしたアジア諸国・地域間が非常に多い。域内における知的財産保護を強化していくことが、グローバル化の副作用を防止し、その効用を最大限享受するという観点から見て喫緊の課題となっている。

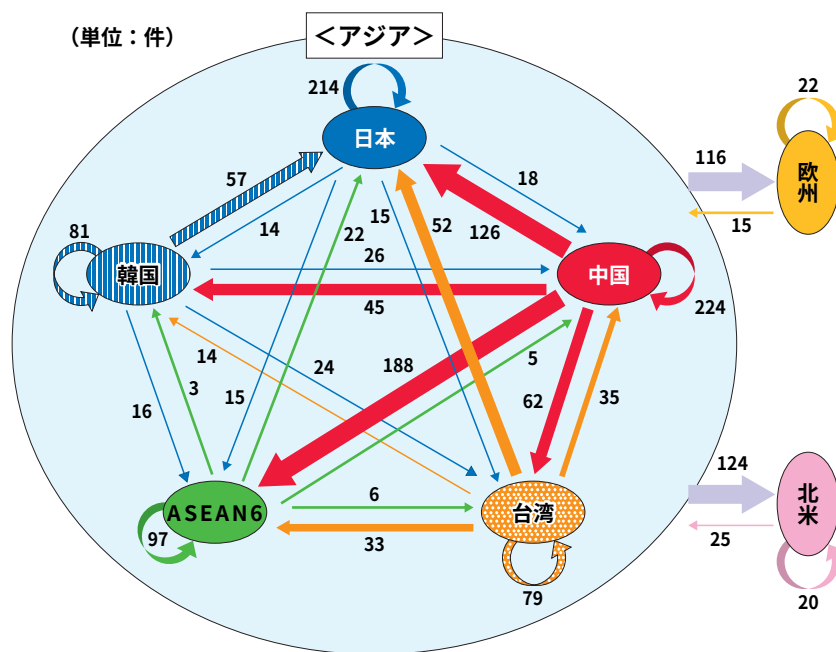
そのためには、アジア諸国・地域における知的財産制度の整備の拡充と執行の強化⁵を通じて保護水準を高めることと、国際的な模倣品流通を防止するための域内協力を進めることが重要となる。我が国も、こうした新たな課題に対応して、侵害発生国・地域に対して制度改善や取締りの実効性確保について要請を行うとともに、我が国が

³ 事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免される制度。

⁴ 犯罪調査の対象となる事件の調査を行う必要がある場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえることができる権限。

⁵ 2000年1月に途上国に対するTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務が生じたことで、アジア諸国・地域においても知的財産制度に関する法整備はされているものの、その運用体制は脆弱で、知的財産保護水準は先進国と比べるといまだ不十分であると指摘されている。

第3-1-6図 日系企業が被害にあった模倣品の流通パターン



(備考) 1. 日系企業へのアンケート調査（全数641社）。複数回答。調査期間は、2004年12月20日～2005年1月31日。
 2. 矢印は模倣品製造国・地域から模倣品販売・消費国・地域への流れを示す。
 3. 中国は香港を含む。ASEAN6はインドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン。
 (資料) 特許庁（2005a）「2004年度模倣被害調査報告書」から作成。

らの専門家派遣による人材育成協力、現地税関、警察、裁判所職員に対する能力構築（キャパシティ・ビルディング）を実施し、連携を図っている。

（将来的課題としてのアジア域内における知的財産制度の調和）

我が国企業のアジアにおける事業ネットワークが形成される中、海外における我が国企業の知的財産を保護していくことがますます重要になっている。我が国からアジア諸国への足下の特許出願件数の推移を見てみると、中国では大きく増加しているものの、その他の国ではおおむね横ばいとなっている（第3-1-7図）。

我が国企業が知的財産を重視した経営戦略をとる中で、アジアへの特許出願の増加も期待されて

いる。しかし、アジアにおける特許出願に関する問題としては、企業が複数国・地域への特許等の出願を行うことに伴い、①国・地域ごとに申請料、審査料、代理人費用、翻訳料等を支払うことによるコスト増大、②国・地域ごとに手続、運用、判断が異なることによる煩雑性の増加、等が考えられる。

国際事業ネットワークの形成に伴って、企業が直面するこうした新たな課題への一つの対応として、アジア域内の知的財産ルールの調和を検討していくことが重要である。例えば、現在EUにおいても、同様の問題意識から、単一の出願でEU加盟国全域に通用する単一の特許の設定と、侵害や無効の判断も一元化する欧州共同体特許制度⁶の検討が行われている⁷。

アジアにおいては、域内各国・地域の経済発展

⁶ 欧州では、欧州特許条約に基づき1977年に欧州特許庁が設立され、欧州域内における出願・審査を一元化している。ただし、本制度では、欧州特許庁において欧州特許が付与された後の特許権は指定国ごとに存在し、侵害や権利無効の判断も各国別に行われる（「特許権の束」）ため、企業側としては設定後追加的なコストがかかることとなる。なお、2006年4月時点で欧州特許条約加盟国は31カ国。

⁷ ただし、欧州共同体特許の検討については、翻訳要件や各国の特許庁の役割等について意見の一致が見られず、現在のところ、採択には至っていない。この背景としては、知的財産制度が言語や裁判管轄の問題とも密接に関連していることが考えられる。

段階が異なっていることから、ルールの調和に当たっては、各国・地域の事情を十分に考慮することが求められる。そのため、短期的に調和を進めることは難しい面もあるが、逆にそのような制度整備によって域内各国・地域の経済発展が図られる面もあり、積極的な取組が望まれる⁸。

我が国が進めているEPAを始めとする二国間・多国間交渉においても、相手国の知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行い、将来的な知的財産の調和に向けた取組を進めている。

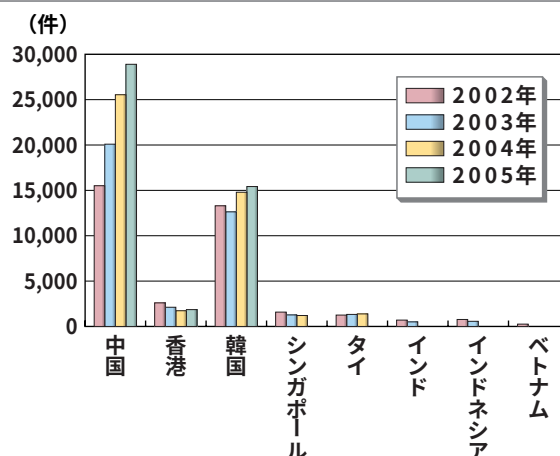
（会社関連制度の改善）

第2章第2節で見たように、我が国企業は進出先における現地地場企業との取引を拡大しており、取引先企業の経営状況や財務状態を正確に把握し、また、適切な債権回収を行うことは我が国企業の国際事業ネットワークの形成上、極めて重要である。具体的には、透明で公正な企業会計制度と、債権回収の最後の手段として倒産法制度の整備及び適切な運用を行うことが重要である。

ここで、アジア各国の企業会計制度を見ると、1990年代以降の、①企業会計基準の国際化、②国際資本市場からの資本調達必要性、③アジア通貨・経済危機を契機とする情報開示の重要性の認識等を背景に、タイ、インドネシア、マレーシア、中国、韓国などにおいて、国際会計基準⁹とほぼ同様の内容を有するように改正されている。

また、倒産法制度の整備状況についても、アジ

第3-1-7図 アジアにおける日本国籍の特許出願件数



（備考）シンガポール、タイは2004年まで。インド、インドネシアは2003年まで。ベトナムは2002年のみ。

（資料）各国・地域の特許年次報告書及びWebサイトから作成。

ア通貨・経済危機後の経済構造改革を通じて、破産、和議、会社更生等に係る規定を整備したことで、制度インフラとしては相応の水準に達していると言える（第3-1-8表）。

しかしながら、制度の運用面を見ると、企業会計制度においては、国際会計基準の翻訳が適切になされていなかったために自国の企業の実状に必ずしも合致していない部分があること¹⁰、国際会計基準の適用が適切になされていないこと¹¹、会計に関する専門家が不足していることなどの問題点が指摘されている。

また、倒産法制度についても、担当者による法解釈の不一致、裁判官の恣意性¹²などの執行面における問題点が指摘されている。また、中国においては、現行の企業破産法が国有企業を対象とし

8 「知的財産推進計画2005」においても、アジアとの経済関係の緊密化を背景に、アジア地域への審査協力や人材育成等について二国間や地域的枠組みを通じて、域内の特許制度や運用の調和に向けた協力を行うこととしている。

9 International Accounting Standard (IAS)。民間団体である国際会計基準委員会 (IASC) が設定・公表している財務諸表作成に関する国際的統一化のための会計基準。法的な拘束力は持たないが、1999年に各国の証券市場を監督する国際機関である証券監督者国際機構 (IOSCO) が、外国会社が国際的に資金調達する際に使用する財務諸表の作成基準としてIASを認めたことで、国際資本市場における会計基準として、現在広く認知されている。

10 例えば、タイでは、IASで記されている技術的表現に対応するタイ語が存在しないことから、「翻訳」自体が適切に行われず、実務において解釈をめぐる混乱が発生している。また、改正時においてタイ国会計基準の適用を義務付ける「会計法」は企業規模を問わず全企業を対象に適用されていたため、中小企業にも詳細な開示規定を強いることとなり、大きな負担となった。なお、後者の問題については、2000年の法改正により中小企業を適用範囲から除外することで解決が図られている。（財務省（2002）「アジア各国における企業会計制度の現状と課題」）

11 中国は、2000年より国際会計基準に準拠した会計基準を導入しているが、一部の地域において、会計報告（監査済決算書）について、企業会計基準に従って作成するべきところを、地方政府から税務会計基準で作成するよう求められるケースがあり、制度と運用のかい離が指摘されている（経済産業省ヒアリング）。

第3-1-8表 アジアの倒産法制度と運用の問題点

	法制度整備状況	保有する倒産法制	司法管轄	運用の問題点
中国	1986年 企業破産法	破産、和議	地方民事裁判所	・ 自国債権者保護など裁判官の恣意性（中国、インドネシア、タイ） ・ 裁判官の不足 ・ 破産手続に多大な時間とコストを要する（タイ） ・ 担当者による法解釈の不一致 ・ 株式会社に対する適切な倒産法制が未整備（中国） ・ 関連する法体系が複雑（フィリピン） ・ 運用上の問題は特に指摘されていない ・ ただし、法的解決を回避する国民性から制度の実効性が低下しているとの指摘あり
インドネシア	1998年 改正破産法	破産、和議	破産裁判所	
フィリピン	1909年 破産法	破産、和議、 支払猶予、会社更生	裁判所 （ただし、法人の支払猶予手続に関しては証券取引委員会）	
	1976年 大統領令（PD902-A）	支払猶予、会社更生		
タイ	1998年 改正破産法	破産、和議、 会社更生	破産裁判所	
マレーシア	・ 1998年 改正破産法 ・ 1965年 会社法	破産、和議	民事裁判所	

（資料）大蔵省（2000）「アジア9カ国の倒産法制度の現状と実際の運用」、経済産業省（2003）「APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する調査」、ジェトロ（2006）「平成17年度東アジア経済連携に関する調査」、今泉・安倍（2005）「東アジアの企業統治と企業法制改革」から作成。

て制定されたものであることから、非国有企業に適用可能な破産法がいまだ存在しないことも問題となっている¹³。

このような状況の下、APEC経済法制度整備コーディネートグループ（SELI Coordinate Group）において、我が国のイニシアティブで、2003年に債権回収に関する法制度及び手続に関する包括的

な調査を実施したほか、アジアの会社法等に関する制度整備を進めている。

column

コラム 4

貿易自由化と安全

～鳥インフルエンザ対策や食品安全確保対策における国際協力～

アジア域内で事業ネットワークが形成されることで、モノやヒトの往来が活発化する一方、国境を越えた感染症の流行、食品の安全性に関わる問題の発生、といった新たな課題が出現している。こうした課題は、いわばグローバル化の副作用であり、国際的に協力して適切に対処することが重要である。

（鳥インフルエンザの拡大防止に向けた域内協力）

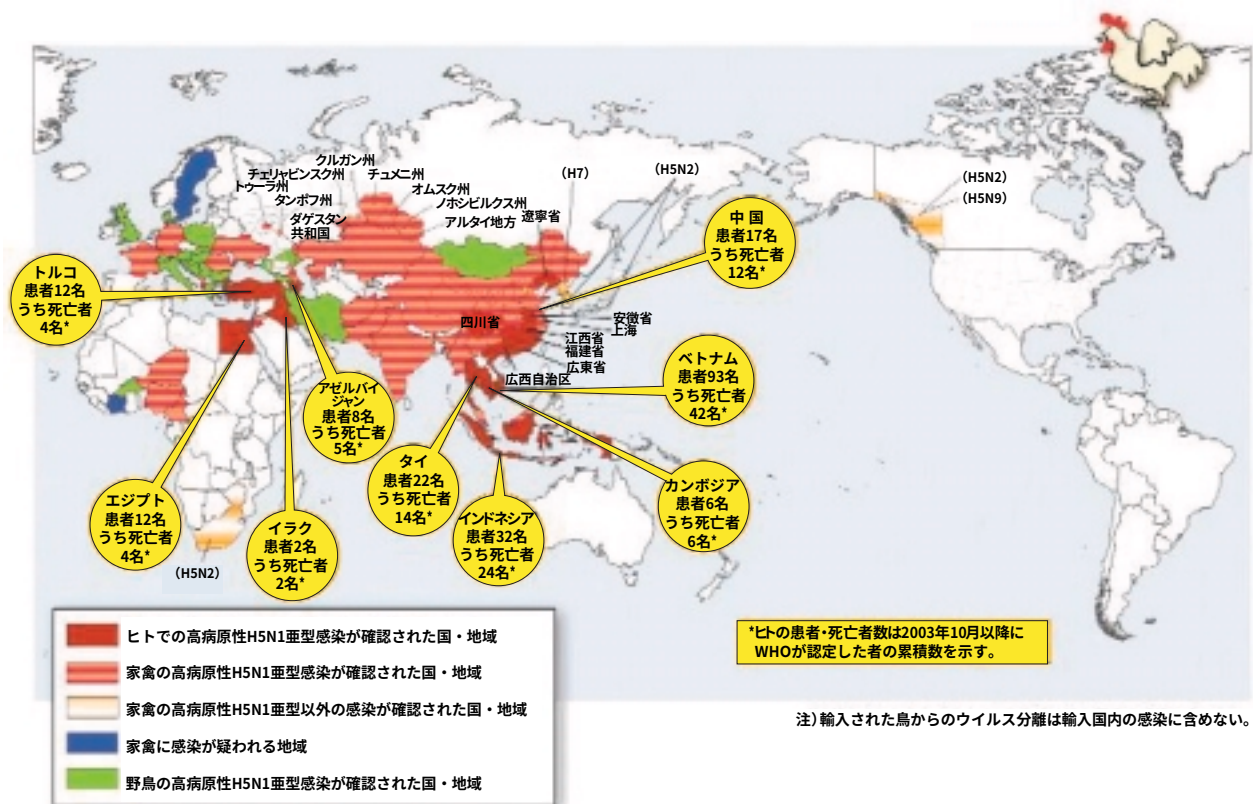
2003年以降、アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、2004年にベトナムにおいてヒトへの感染が発見されて以来、周辺諸国のヒトへの感染が拡大している（コラム第4-1図）。2006年には、トルコやアフリカにおいても感染者が報告されており、世界規模での流行が懸念されている。その背景には、国際的なモノの移動の活発化や、ヒト・動物の往来の活発化等が考えられる¹⁴。

12 2001年に我が国企業数社が融資していたタイの大手熱延鋼板メーカーの会社再建の際に、タイの破産法について、①破産裁判所首席判事の権限が強力で、個別事件の処理にも影響を与える可能性があること、②タイの倒産手続では、行政官が手続進行のみならず、利害関係者の権利の内容に関わる問題にまで関与し、破産法の法文上、その判断が終局的判断になると解釈できること、などの問題点が指摘された。

13 現在のところ、非国有企業の破産手続は企業破産法の規定が適用されている。1995年に全企業を対象とする新破産法の草案が作成されたが、国有企業の破産による失業増大等への懸念から審議が頓挫しており、2006年4月時点でも法案審議が難航している。

14 FAO事務局次長デビット・ハチャリク氏も2006年1月17日に同旨発言。

コラム第4-1図 鳥インフルエンザの流行地域（2004年6月以降）



(備考) 2006年4月27日現在。

(出所) 国立感染症研究所感染症情報センター「トリインフルエンザの分布図」から一部加工の上作成。

こうした感染症の流行は、人々の健康・生命を脅かすことに加え、域内事業ネットワークの形成を阻害し、経済的にも悪影響を与える可能性がある¹⁵。

現在、世界的な鳥インフルエンザの流行を防止するため、世界保健機関(WHO)、国際獣疫事務局(OIE)¹⁶、国連食糧農業機関(FAO)等で国際協力が進められている。また、アジア地域については、2005年12月に開催されたAPEC首脳会議及び東アジアサミット的首脳宣言において鳥インフルエンザ対策での協力が合意された。我が国としても、アジア諸国・地域における、治療薬の不足、家きんにおける防疫体制の未確立、感染情報が不透明等といった課題に対して、治療薬等の供与・備蓄等の支援及び家きんにおける防疫ネットワークの整備等¹⁷を行うこととしている。

(食品安全確保に向けた域内協力)

グローバル化の進展に伴い、世界の食品貿易も拡大している。

一般的に、食品貿易の拡大は、一国の経済厚生を拡大させ、また国民が多様な食生活を送ることを可能とするが、それに伴って、BSE(牛海綿状脳症)¹⁸問題や食中毒などの食品安全に関わる問題が一国にとどまら

¹⁵ Bloom, et al. (2005) の試算では、アジアで鳥インフルエンザが流行することで、アジア全体の需要が年間2,827億ドル減少、世界全体の財・サービス貿易は年間2.5兆ドル減少するとしている。

¹⁶ 1924年に動物流行病の予防及び研究の国際機関として設立された。我が国は1930年に加盟。

¹⁷ 平成17年度政府補正予算ではアジアにおける高病原性鳥インフルエンザ拡大防止緊急総合対策として、主要発生国であるインドネシア、タイ、ベトナム、カンボジア等において、防疫マニュアルの作成、高性能診断機器の導入、情報収集ネットワークの構築等を支援することとしている(予算額約20億円)。

¹⁸ BSEとは、牛の伝達性海綿状脳症で、脳内に異常プリオン蛋白質が蓄積することにより引き起こされる中枢神経系の疾病。1986年に英国でBSEが確認されて以来、異常プリオン蛋白質を含む飼料等が原因で、被害が世界中に拡大したと考えられている。

ず、世界中に拡大する可能性がある¹⁹。

このように、食品流通がグローバル化する中、一国のみで食品安全を確保することは難しく、食品安全確保に向けて適切な国際協力を進めていくことが重要である。

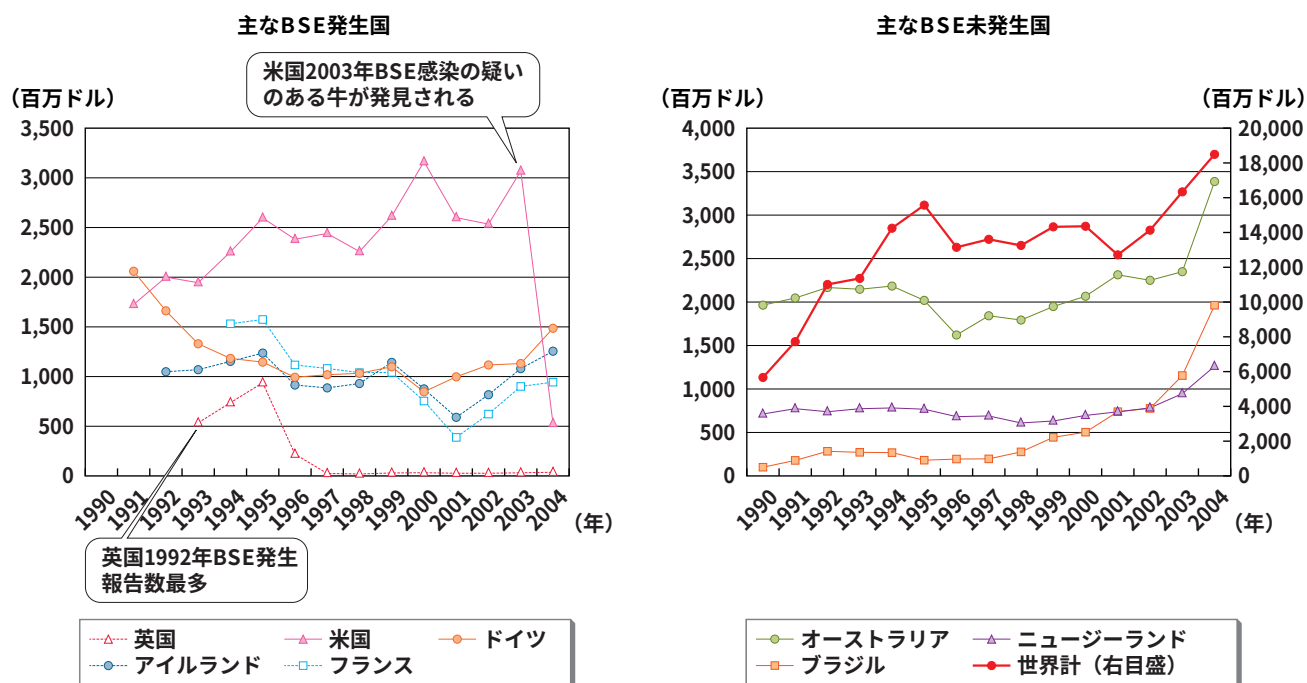
経済的観点からは、食品安全に関する懸念が発生すると、消費者の信頼が揺らぎ、貿易に大きな影響を与えるため、輸出国、輸入国の双方に悪影響を与える（コラム第4-2図）²⁰。このため、食品安全を確保する体制が極めて重要である。

我が国においては、輸入食品の安全を確保するため、検疫所における輸入食品の監視・検査体制を強化することに加え、アジア地域を始めとした食品輸出国の食品衛生技術の向上を図るために、国際協力機構（JICA）の枠組みの下で、我が国検疫所の技術者の派遣や、輸出国職員の研修の受入れ等の技術協力を実施している。

また、アジア各国・地域におけるBSE発生予防対策として、我が国は、国際獣疫事務局（OIE）アジア太平洋地域事務所へ専門家を派遣しているほか、アジア地域におけるBSE教育プログラムの作成などの知識の啓発活動、研修等を実施している。

このような感染症の拡大防止や食品安全確保に関する国際協力はグローバル化のデメリットを最小化し、メリットを最大限享受するという観点からも、重要な取組である。

コラム第4-2図 BSE発生国及び未発生国における牛肉の輸出額の推移



（備考） 1. 牛肉の輸出額は冷凍牛肉及び生鮮・冷蔵牛肉の合計。

2. 冷凍牛肉についてはHS1992コードの0201「牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）」及び0202「牛の肉（冷凍したものに限る。）」を使用した。

（資料）国連「Comtrade」、OIE（国際獣疫事務局）Webサイトから作成。

19 我が国においても、近年、国内外のBSE発生、中国産冷凍ほうれんそう残留農薬基準値の超過、中国産及び韓国産キムチの寄生虫卵の発見等を受けて、輸入食品の安全性に対する関心が高まっている。

20 BSE感染国の輸出減少は、BSE発生による輸入国の輸入差し止め等の影響以外にも、世界の需給といった直接的にはBSEに関係しない要因も働いていることに留意されたい。

(3) 安定したフィールド ～為替・金融市場の安定化～

アジア域内における我が国企業の国際事業ネットワーク形成に伴って、域内における為替リスクの低減と金融システムの安定は、重要な政策課題となっている。

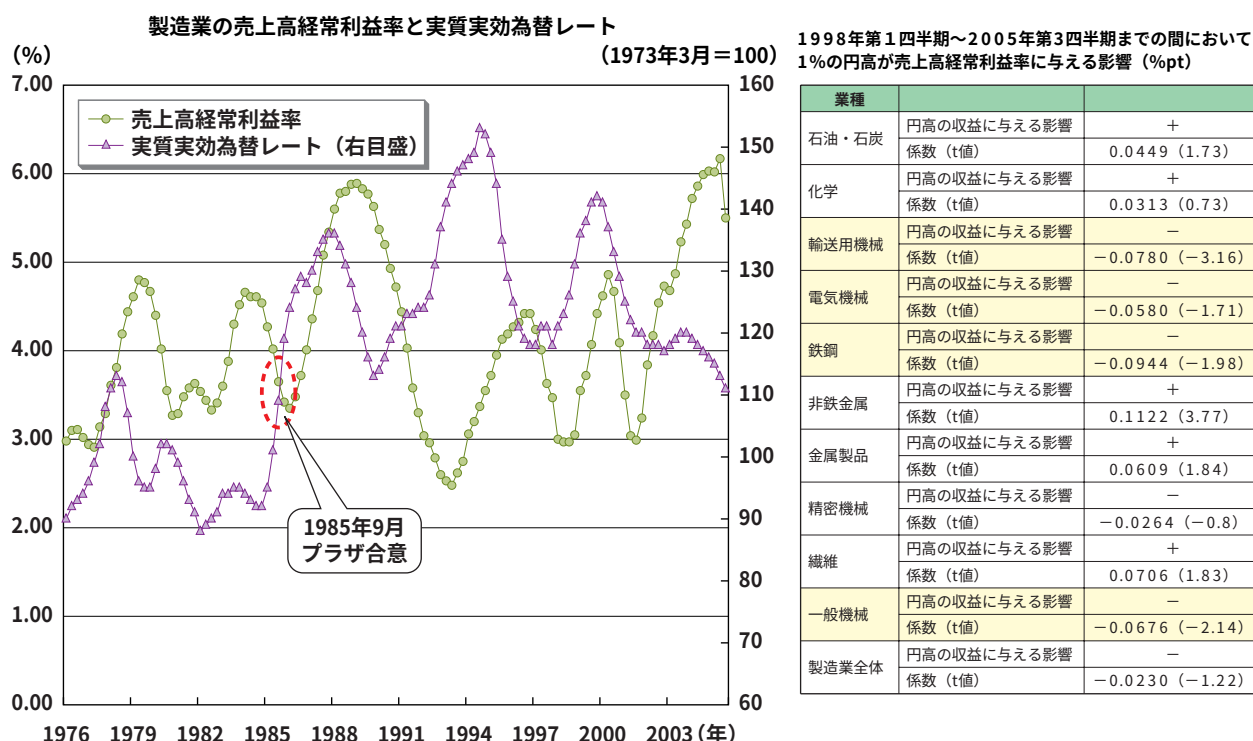
(為替の変動が最適な国際事業ネットワークの形成に与える影響)

国際事業ネットワークの形成とともに、国際取引が増加し、為替変動が輸出企業の企業収益に与

える影響が重要となっている。企業の経常利益と為替レートとの間には相関が見られ、円高は輸出志向の高い業種（自動車、電機、鉄鋼）にとってはマイナス、輸入志向の高い業種（石油、化学、繊維等）にとってはプラスの影響を与えている（第3-1-9図）。また、為替の変動率（ボラティリティ）の拡大は企業活動の不確実性を増し、輸出に対してネガティブな影響を持つ（第3-1-10表）。

こうした状況は、リスクヘッジ手段の活用により克服され得るが、実際には、我が国企業において、①為替リスクのフルヘッジに要するコストの

第3-1-9図 為替変動が企業収益に与える影響



- (備考) 1. 左図は1年移動平均値。
2. 右図においては、円高が収益に与える影響がプラス符号の場合はプラス、マイナス符号の場合はマイナスの影響を与える。詳細は付注3-1-1参照。
(資料) 財務省「法人統計季報」、日本銀行「実質実効為替レート」、独立行政法人経済産業研究所（2006a）「東アジアにおける事業環境等に関する調査研究」から作成。

第3-1-10表 為替ボラティリティの拡大が輸出数量に与える影響

時期	係数 (() 内はt値)
1990年1Q～1997年2Q	-0.002 (-1.805)
1998年1Q～2005年2Q	-0.002 (-1.659)

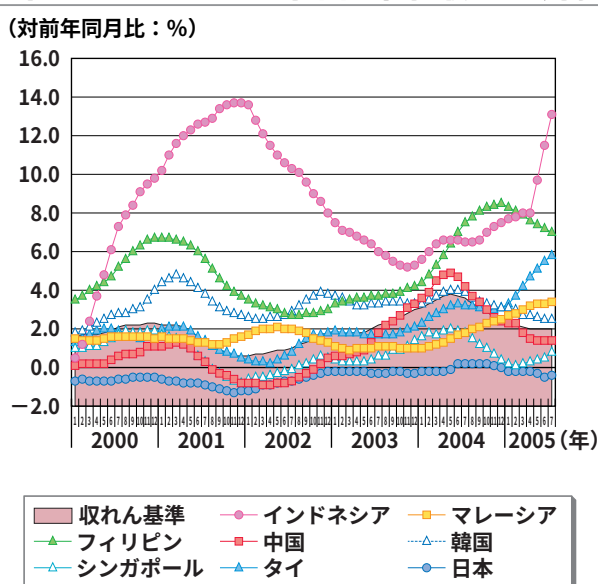
- (備考) 輸出は海外の所得要因、為替レート水準、輸出財の相対価格、為替のボラティリティで規定されるとした上で、為替のボラティリティが輸出数量に与える影響を係数で表している。詳細は付注3-1-2参照。
(資料) 独立行政法人経済産業研究所（2006a）「東アジアにおける事業環境等に関する調査研究」から作成。

問題や、②企業規模によっては十分な人材、情報が不足している等の問題があり、為替リスクの存在が最適な国際事業ネットワーク形成の阻害要因となっている可能性があるとも考えられる。

（慎重な検討が必要なアジア共通通貨の導入）

域内における為替リスクへの対応について、①完全に無くす手段としての共通通貨の導入、②為替リスクを相対的に低減させる手段としてのEMS（欧州通貨制度：European Monetary System）

第3-1-11図 アジア各国の物価収れん動向



（備考）6カ月後方移動平均値。収れん基準は上昇率の最も低い3カ国（日本、中国、シンガポール）の平均値+1.5%と想定。なおこの収れん基準はEMU参加収れん基準と同様である。

（資料）アジア開発銀行「ARIC INDICATOR」から作成。

で用いられたようなERM（為替メカニズム：Exchange Rate Mechanism、共通通貨バスケットへのペッグ）²¹、が議論されている²²。

第一に、共通通貨について検討しよう。

共通通貨を導入する理論的基礎として最適通貨圏理論²³がある。本理論は、財や生産要素市場の経済的統合と、経済的同質性が高まっている地域においては、一つの通貨地域を構成することが望ましいとするものである。しかしながら、アジア域内については、①域内貿易は増加しているものの、資本や労働の移動が制限されている国も存在し²⁴、生産要素市場の統合はいまだ不十分な状況にあること、②原油価格の上昇による影響等の外的ショックも、第1章第3節で見たとおり、産業構造の違い等を背景として各国で異なっていること、からアジア共通通貨の導入に際しては、慎重な検討が必要となっている。

具体的に、最適通貨圏理論を踏まえて誕生したユーロの参加国に課せられた経済収れん基準²⁵を参考として、アジア各国²⁶の物価の収れん状況を見ると、物価収れん基準を達成できている国は、2005年7月の時点で我が国、シンガポール、中国の3カ国のみにとどまっている（第3-1-11図）。さらに、アジア各国においては、景気循環の分散もユーロ圏に比べれば相対的に大きくなっており（第3-1-12図）、現段階では、共通通貨採用に伴う自律的な金融政策の放棄²⁷はコストが大きすぎると思われる。

21 ERMは、EMSにおける為替安定メカニズムを指す。具体的には、通貨バスケットであるECU（欧州通貨単位：European Currency Unit）に対する中心相場を設定、これに基づきすべての通貨間の中心相場を設定、変動幅の限界を定め、限界に達した場合に介入義務を生じさせる仕組み。

22 このほか、グループ内企業等でのみ使用が可能な通貨（企業通貨）の導入も為替リスクの低減につながるという議論もあるが、当然ながら外部者の信用を得ることは困難であり、決済システムの構築等に多大なコストを要すること等から、我が国企業において導入している例はない。

23 変動相場制度への反論として、分析の対象となる国の経済的性質・特質によっては、対外的に為替レートを変動させるのではなく、共通通貨（ないしは固定レート）を採用することが望ましい場合があるとし、共通通貨（ないしは固定レート）で結びつけられる地域は、既存の国家の地理的範囲と一致する必要はなく、複数の国家がまとまって一つの通貨地域を形成することが望ましい場合があるとした議論で、初期の提唱者としてロバート・マンデルやロナルド・マッキノンが知られている。

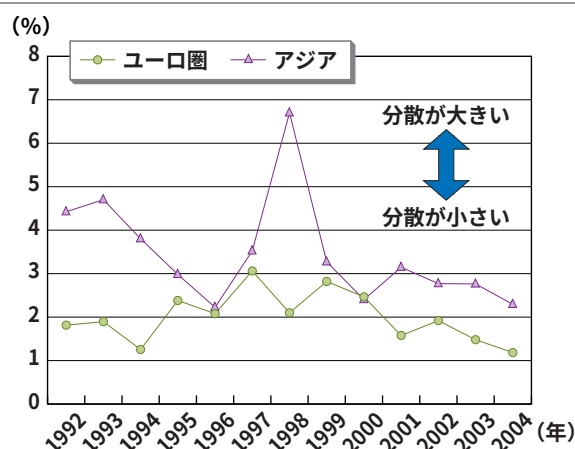
24 例えば、労働力の移動についてはアジア各国ごとに様々な規制が存在し、国際的な統一ルールも整備されていない。

25 ユーロ参加における経済収れん基準は、物価の他に、①為替レート安定基準としてERM内他通貨に対する変動幅を遵守していること、②長期国債の利回りが、最も低い3カ国の平均値を2%以上上回らないこと、③財政赤字の対GDP比が持続的に低下傾向であり、目標値（3%）に近い水準にあること、債務残高が対GDP比60%に近づいていること、が求められる。

26 ここでは、日本、韓国、中国、シンガポール、ASEAN4を検討の対象としている。

27 「国際金融トリレンマ」（第2章第3節参照）を踏まえれば、最適通貨圏理論に基づく資本移動の自由化が行われ、共通通貨の導入による為替の安定が達成された場合、自律的な金融政策は放棄せざるを得なくなる。実際、ユーロ参加国においては、ECB（欧州中央銀行：European Central Bank）が統一的な金融政策を実施している。

第3-1-12図 アジアとヨーロッパ（ユーロ圏）のGDP成長率の分散（標準偏差）



（備考）ユーロ圏はユーロ導入12カ国、アジアは、日本、韓国、中国、シンガポール、ASEAN4。

（資料）世界銀行「WDI」、内閣府「海外経済データ」、中国国家統計局Webサイトから作成。

第二に、ERMについても拙速な導入には問題がある。

自由な国際資本移動が認められている中、共通通貨バスケットへのペッグを維持するためには、金融政策の放棄とまではいかなくても、参加国間の金融政策の協調（固定相場制度を維持する政策的コミットメント）が必要となる。しかしながら、上記のように、アジア各国では景気循環の分散が大きいこと²⁸、採用している金融政策の枠組みに差異があること²⁸、市場経済への移行期に当たりマクロ的金融コントロールが十分に機能しない国が存在していること、など多様性に富んでおり、自律的な金融政策の実効性の低下というコストが、域内相互の貿易・投資の拡大等の利益を上回る可能性があると考えられる。

このような中、経済産業研究所（RIETI）では、ECU²⁹を参考に共通通貨バスケットからのかい離指標としてAMU³⁰が公開されている。

（現実的な選択肢としての各国ごとの円を含めた通貨バスケットの採用）

もともと、アジア各国は、実質的なドルペッグを採用し、円高の利益を享受してきた。我が国と競合する工業製品を生産するNIEsにとって急激な円高は、国際市場における価格競争力の改善へとつながった。また、ASEANにとって急激な円高は、我が国企業の生産拠点の国内からの移転に伴う直接投資の流入の増大へとつながり、工業化が進展した。他方、こうした実質的なドルペッグについては、アジア通貨・経済危機を契機として、その弊害に対する認識が広まり、円との相関関係が相対的に高まっているアジア通貨も見られる。

今後、国際事業ネットワークの形成に伴い、アジア域内各国・地域の相互の貿易・投資の更なる拡大が見込まれる。こうした中、アジア域内における貿易・投資における我が国のウエイトを踏まえ、円を加味した国ごとの通貨バスケットの導入は、アジア各国の為替の相対的な安定へとつながる現実的な選択肢である。

（アジア債券市場の育成）

実態面での経済統合が進むアジアにおいて域内金融システムの安定は重要な課題となっている。

アジア通貨・経済危機の原因は、①過度な間接金融への依存、②ドルペッグの下での通貨のミスマッチ（外国通貨借入れ、自国通貨貸出し）及び期間のミスマッチ（短期調達、長期運用）のダブルミスマッチ、等に求められる。また、現状においてはアジア通貨・経済危機時とは異なり、アジア域内ではおおむね貯蓄率が投資率を上回って（すなわち資本の出し手が代わって）いることを踏まえれば、アジア域内の資金が欧米市場経由で域内に還流することは効率的ではない。

こうした状況を踏まえ、①資金調達手段の多様

28 例えば、韓国、フィリピン、タイはインフレ・ターゲットを採用し、インドネシアではマネーサプライ・ターゲット、中国、マレーシアでは、マネーサプライ・ターゲットと為替アンカーを採用している。

29 ECUは、もともとEMSにおける中心相場の設定基準、EU通貨当局間における決済手段、EU諸機関の価値表示単位を主な機能としていた（公的ECU）が、民間部門においてもECU建て債券の発行等が行われており（民間ECU）、公的部門、民間部門におけるECUの利用促進が共通通貨ユーロの誕生に貢献した。

30 ECUの算定を参考として、ASEAN+3各国の購買力平価ベースのGDP、貿易量シェア等で通貨バスケットの各通貨のウエイトが算出されている（<http://www.rieti.go.jp/users/amu/detail.html>）。

化によるダブルミスマッチの解消、②債券市場の発展を通じたリスク管理の高度化による域内金融システムの強化、③域内貯蓄の効率的活用、の観点からアジア債券市場を育成していくことが重要となっている。現在、我が国を始めとしたアジア各国では、アジア債券市場の育成に向け、供給側（債券発行側）の取組として、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）、需要側（投資家側）の取組として、各国の外貨準備を活用した共同投資プロジェクトであるアジア・ボンド・ファンド（ABF）が進められている³¹。

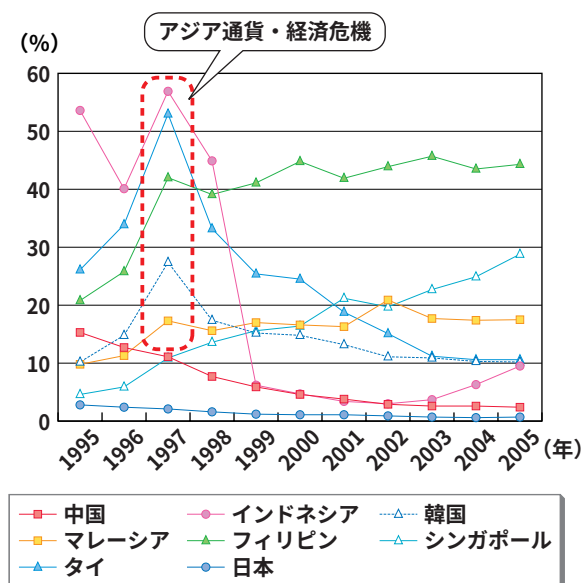
ABMIでは、債券発行主体・通貨建ての多様化により市場の厚みを持たせるとともに、域内格付機関の育成等市場インフラの整備を進めることを柱としている。2003年8月のASEAN+3 財務大臣会議において、6つのワーキンググループでの検討の開始が合意された。こうした検討の結果、債券発行主体の多様化の面から見れば、例えば、日本貿易保険（NEXI）による日系現地法人の現地通貨建て債券発行に係る信用補完制度の創設等具体的な成果が現れている。さらに、2005年5月のASEAN+3 財務大臣会議の合意において、ワーキンググループの改組とともに、クロスボーダー債券発行・投資を阻害する要因等も含めた定期的な自己審査等を行うこととされ、アジア通貨バスケット建て債券の研究も開始された。

ABFについては、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）³²における国債・政府系機関債への共同投資プロジェクト³³として、ABF1（ドル建て債券への投資）、ABF2（現地通貨建て債券への投資）の運用が開始されている³⁴。本来、企業ファイナンスの観点からは、社債市場の育成

が必要となるが、その前提として、債券市場のベンチマーク（指標金利）³⁵となる国債市場を育成していくため、アジアの国債、政府系機関債に対して投資を行う基金を創設したのである。特にABF2では、インデックスとして民間会社が提供する透明性・信頼性・複製容易性の高い汎アジア債券インデックス（iBoxx ABFインデックス）を利用することにより、アジア債券市場への投資家に対するベンチマークの付与が期待されている。さらに、iBoxx ABFインデックスの国別ウエイトの算出に当たって、売買回転率、市場アクセス等の要素が勘案されていることから、クロスボーダー投資を促進するための市場規制改革を推進する効果も期待されている³⁶。

こうした供給側、需要側双方の国際金融協力に

第3-1-13図 アジア各国の債券発行額における外貨建て比率



（備考）2005年は9月、1995年から2004年は12月の比率。
（資料）Asian Bonds Online「Asia Bond Indicator」から作成。

31 ここでは供給側、需要側とは便宜上であり、実際にはABMI、ABFともに供給、需要双方の取組として両輪で進められている。

32 EMEAP参加メンバーは、日本のほか、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイの11カ国・地域。

33 投資対象は日本、オーストラリア、ニュージーランドを除くEMEAP8カ国・地域の国債、政府系機関債。

34 ABF1は2003年から、ABF2は2005年から運用開始。ABF1と、ABF2の第1段階においては、EMEAP中央銀行のみが投資可能となっているが、ABF2の第2段階においては一般投資家の購入も可能となる。既に2005年の段階で、ABF2のサブファンドである香港ファンド、マレーシアファンド、シンガポールファンド、汎アジア債券インデックスファンド（クロスボーダー投資を行うファンド）が第2段階に移行している。

35 通常、信用リスクが無いとみなされる資産の金利が用いられることから、国債金利が用いられる。

36 例えば、マレーシアのリンギ建て債券の利子に係る源泉徴収課税の非居住者への適用除外や外貨・資本規制の緩和、タイにおけるバーツ建て国債、政府系機関債の利子に係る源泉徴収課税の撤廃等が行われ、こうした制度改正等がクロスボーダー投資の拡大に寄与することも期待される。

よるアジア債券市場の育成は、今後、ニーズが高まっていくと考えられる日系企業の現地における資金調達の機会の提供にもつながる。また、アジア現地通貨建て国債投資から得られる収益と米国

債投資収益との相関は、例えば、ドイツ国債投資収益と米国債投資収益の相関よりも低いとの実証分析もあり、外貨資産投資のリスク分散への寄与も期待されている³⁷。

2. アジアの「ビジネスコスト距離」

国際事業ネットワークの形成に当たっては、「フィールド」の自由化・調和・安定化を前提として、事業拠点間をモノ、カネ、ヒト、情報等が往来するコストの水準が重要となる。ここでは、そのコストを指標化した「ビジネスコスト距離」を算出し、コストの状況と今後の課題を分析する。

(1) 事業ネットワークとビジネスコスト

国際事業ネットワーク上をモノ、カネ、ヒト、情報が往来するためのコストは、事業拠点間の「距離」に換算することができる。ここでは、東京と国内地方都市を含めたアジア主要都市との間のこうしたコストを「ビジネスコスト距離」として試算し、総合的・定量的に把握することを試みる。

「ビジネスコスト距離」の試算

「ビジネスコスト距離」とは、事業ネットワーク上のある都市からある都市へ、モノ、カネ、ヒト、情報が流れるために要する金銭的費用及び時間等のコストを、企業が事業ネットワークを形成するに当たって重要と考える項目ごとに重み付けをした指標を作成し、それを距離換算したものである³⁸。

「ビジネスコスト距離」は、モノ、カネ、ヒト、情報の4つの要素から構成され、それぞれについて、仮に、税関手続やインフラの未整備など各国の政策等に起因してこれら4つの要素の流れを止

めるものがないシームレスな環境において要する最低費用を最短コスト要因とし、それに直接・間接的に追加的な費用・時間を加える要因をビジネス阻害要因とした。具体的な構成要素は第3-1-14表のとおりである。

第3-1-14表 「ビジネスコスト距離」の構成要素

		モノ	カネ	情報	ヒト
時間要因	最短コスト距離	・所要日数 ・空港までの所要時間			・移動時間 ・空港待ち時間 (乗換時間含む)
		・現地空港から都市中心部までの所要時間			
	ビジネス阻害要因	・就航頻度 ・道路網の密度			・旅客機就航頻度
費用要因	最短コスト距離	・輸送料金	・送金手数料	・電話料金 ・インターネット利用料金	・航空運賃 ・空港までの移動料金
		・関税率	・日本への利子送金課税	・翻訳手数料	・英語普及率
	ビジネス阻害要因	・就航頻度 ・道路網の密度		・通訳料金 ・英語普及率	
社会インフラ要因	ビジネス阻害要因	・政情安定性 ・担当官による通関基準の不一致	・政情安定性 ・為替変動	・政情安定性 ・インターネット普及率	・政情安定性 ・空港インフラ
		・輸出入に係る賄賂要求	・邦銀支店数	・情報セキュリティ	・時差
		・空港インフラ ・海港インフラ			・治安 ・QOL
		・道路インフラ			

(資料) 独立行政法人経済産業研究所(2006c)「東アジアの事業ネットワークの構築に向けた課題調査」から作成。

最終的に「ビジネスコスト距離」として包括的な一つの指標を作成するに当たっては、各項目について偏差値化³⁹した上で、企業が事業ネットワーク形成上重視する項目について重み付けを加えることで統合した⁴⁰。

37 竹内(2005)「アジアの債券市場育成とアジアボンドファンド」。

38 試算方法の詳細は付注3-1-3を参照。

39 項目ごとに極性が異なるため、統一的に偏差値が低い方がより「ビジネスコスト距離」が短くなるように調整を行った。例えば、輸送時間であれば偏差値が低い方が好ましいが、一方で就航頻度などは偏差値が高い方が好ましいといった極性の違いを統一化させている。

40 モノ、カネ、ヒト、情報の間で重み付けを行っている。重みについては、財団法人産業研究所(2006)「東アジアの投資・資金調達環境と我が国企業の海外展開に関する調査研究」を基に算出した。各項目内の時間要因、費用要因、社会インフラ要因についても同様に重み付けを行っている。

また、今回は、1980年代と現在2005年時点の2時点⁴¹におけるアジアを中心とした14都市と国内4都市の合計18都市を対象都市として（第3-1-15表）、東京から各都市への「ビジネスコスト距離」を試算した。

第3-1-15表 「ビジネスコスト距離」の測定対象都市

対象国	対象都市
日本	札幌、仙台、福岡、沖縄
中国	北京、上海、広州、重慶
韓国	ソウル
台湾	台北
インドネシア	ジャカルタ
マレーシア	クアラルンプール
フィリピン	マニラ
シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
ベトナム	ホーチミン
インド	デリー
オーストラリア	シドニー

（資料）独立行政法人経済産業研究所（2006c）「東アジアの事業ネットワーク構築に向けた課題調査」から作成。

（我が国から見たアジアの「ビジネスコスト距離」）

東京を起点として、アジアの主要な都市及び我が国の地方都市について定量化した「ビジネスコスト距離」を地図化すると1980年代と現在のアジアはそれぞれ第3-1-16図と第3-1-17図のとおりである。地図は正距方位図で描かれており、シャドー部分が実際の地理的距離を、緑色の地形が今回「ビジネスコスト距離」を基に作成したアジア地図である⁴²。

これを見ると、実際の地理的距離で測定したアジア地図と比較して、ビジネスを行うという視点から見たアジアは大きく歪んでいることが分かる。

（アジアの「ビジネスコスト距離」は近年になるに従い縮小している）

1980年代（第3-1-16図）と現在（第3-1-17図）の「ビジネスコスト距離」に基づくアジア地図を比較すると⁴³、全体としてアジアの「ビジネスコスト距離」が縮小していることが分かる。例えば、現在の東京－シンガポール間の「ビジネスコスト距離」は1980年代の東京－福岡間と同程度となっている。これは、過去と比較して、アジア域内において国・地域間におけるビジネスが行いやすくなったことを示している。

第2章第2節で見たとおり、現在、アジア域内において我が国企業は国際事業ネットワークの構築を進めているが、その形成に当たっては国際輸送料金の低下、通関手続等の迅速化、ITの進展による国際通信の利便性向上及び料金の低下等を背景に「ビジネスコスト距離」の縮小も影響を与えていると考えられる。

（不均一な縮小を遂げるアジア）

シンガポールやシドニーを筆頭に、バンコクやクアラルンプールのように我が国との「ビジネスコスト距離」が大幅に我が国に接近している都市がある一方で、重慶やホーチミン、ジャカルタといった都市では、我が国との「ビジネスコスト距離」は依然として遠く、アジア全体で見ると不均一な縮小が見られる。

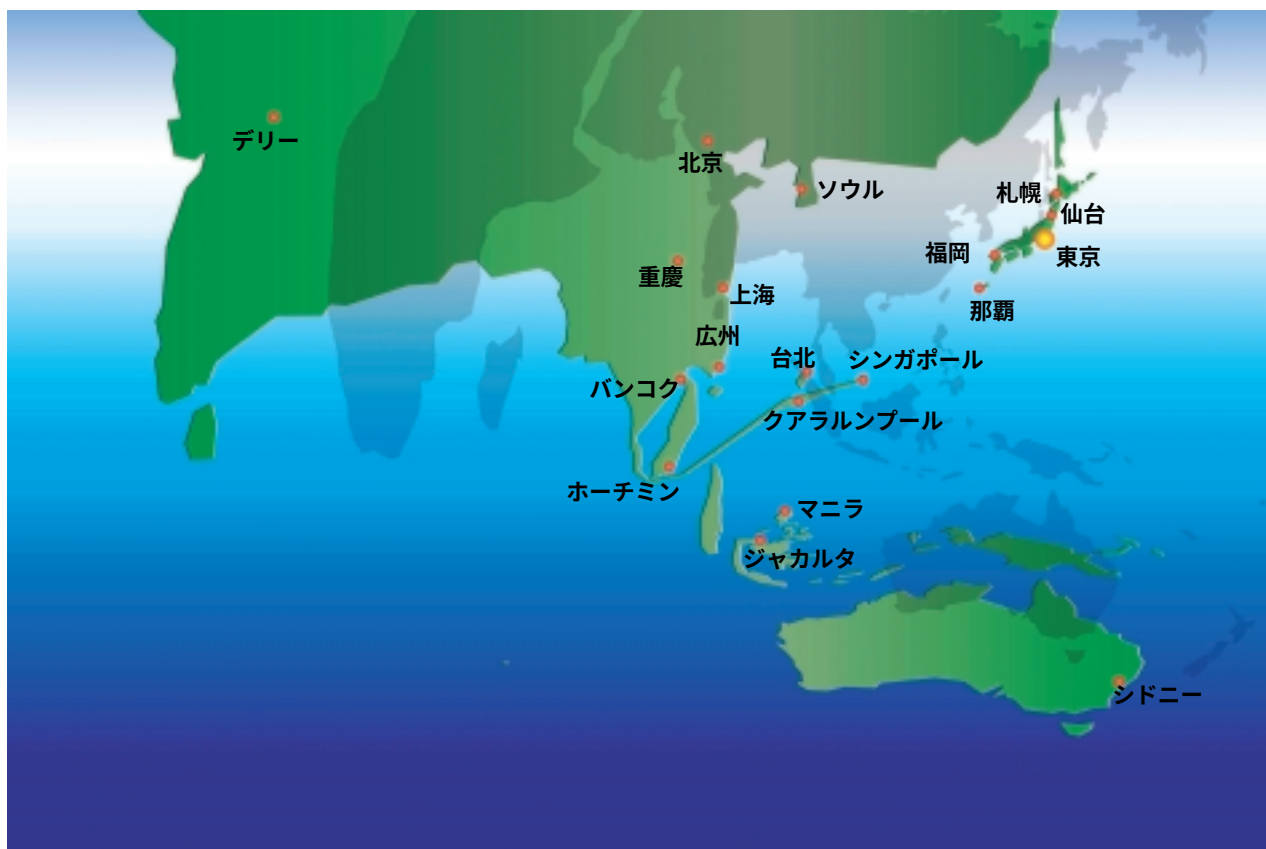
これは、我が国企業がアジアへ進出したことに伴う海運・空運の就航頻度の増加や現地邦銀支店数の増大といった我が国側の要因によるものだけでなく、現地における港湾、空港などのハード・インフラの整備、通関制度の透明化・円滑化、ITインフラ等の整備、関税引下げといった様々な政策努力が距離の遠近に影響を及ぼしているためと考えられる。

⁴¹ ただし、可能な限り2時点で比較可能なデータの収集を試みたが、欠落したデータも多いため、比較に当たっては留意が必要である。

⁴² なお、「ビジネスコスト」を距離化させるに当たっては、今回の対象都市の実際の地理的距離の偏差値と地理的距離の関係が、仮に「ビジネスコスト」の偏差値と「ビジネスコスト距離」にも当てはまると仮定し、距離化させたものである。このため、各都市間の「ビジネスコスト距離」は比較が可能だが、個別都市において地理的距離と比較した「ビジネスコスト距離」の遠近は単純に比較できないことに注意が必要である。

⁴³ 過去のデータについては一部の構成要素のデータが欠落しているため、取得できるデータと現在のデータから過去のデータを推計できるもののみで構成していることから、完全には比較できないことに留意が必要である。

第3-1-16図 1980年代の「ビジネスコスト距離」で測定したアジア地図



(備考) 1. 緑色で描かれた地図が「ビジネスコスト距離」で測定した地図。影で描かれた地図は、実際の地理的距离に基づいて正距方位図で描かれた地図。
 2. 対象都市以外の東京都と距離については、あくまで目安である。
 (資料) 独立行政法人経済産業研究所 (2006c)「東アジアの事業ネットワークの構築に向けた課題調査」から作成。

第3-1-17図 現在の「ビジネスコスト距離」で測定したアジア地図



(備考) 及び (資料) は第3-1-16図と同じ。

（中国やベトナムなどは事業ネットワーク構築に向けた更なる政策努力が必要）

また、中国の各都市については、生産拠点のみならず、販売拠点としても注目を浴びているが、国際事業ネットワークという観点からは、他のアジアの都市と比較して遠い。同様に、ホーチミンやデリーについても、将来的に有望な拠点として我が国企業の進出が増加しているが、「ビジネスコスト距離」は遠い。すなわち、現時点では、アジアにおける我が国の事業ネットワークに参加しつつあるものの、他の都市と比較してビジネスコストがかかることを意味する。

これでは、当該国にとっても、アジア域内の事業ネットワークに参加することで得られる互恵的（WIN-WIN）な便益を最大限享受できないことになるから、一層の貿易・投資環境改善に向けた政策努力を行うことが望まれる。同時に、我が国にとっても我が国企業のアジアの事業ネットワークの更なる形成の障害になり得ることから、ODAやEPA等を通じた貿易・投資環境改善に向けた協力を進めていくことが重要である。

（国内地方都市は「ビジネスコスト距離」は短いアジア都市との立地競争は激化の方向）

国内の地方都市について見ると、いずれの都市も東京からの距離が極めて近いシンガポールよりも、まだ東京に近いという結果となった。近年の投資の国内回帰現象もこうした事情を反映している可能性がある。

しかしながら、今後、EPA等の推進によって、関税の引下げ、通関手続の迅速化などアジア域内の貿易・投資環境の改善が見込まれることから、将来的にはアジア主要都市が国内地方都市に迫ってくる可能性がある。これは、企業の事業ネットワーク形成から見ると、ビジネスコストにおいて国内都市とアジア都市との間において差が縮小していくことを意味する。

このような中、国内の地方都市はアジアとの競争を前提に、「魅力的な都市」となるため、より一層の努力をしていくことが重要と言えよう。

（2）「ビジネスコスト距離」短縮に向けた課題

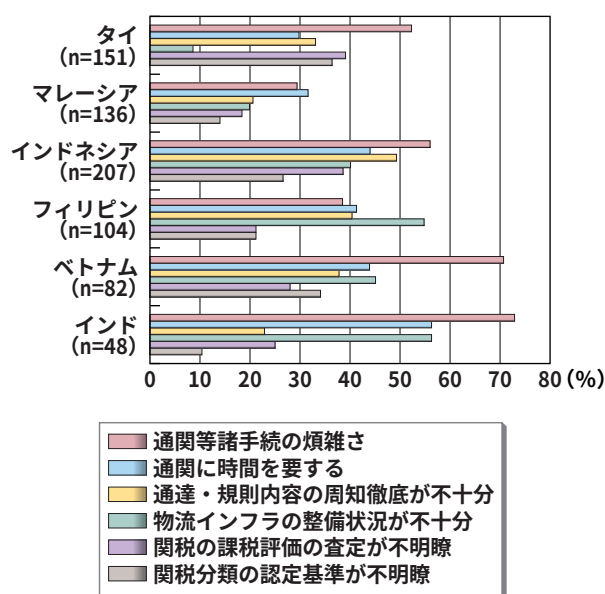
更に「ビジネスコスト距離」を短縮していくためには、関税引下げといったモノの移動に係るコスト的な課題と併せて、供給地から需要地へのモノの移動に係る時間の短縮も重要な課題である。

特にアジアに進出している我が国企業にとっては、第3-1-18図に見られるように、税関手続に係る問題点を指摘する声が多い。これは、どんなに関税引下げを通じて、自由化を推進したとしても、他方で、輸出入に係る税関での手続きが煩雑であれば、その書類作成に係る人件費等のコスト、さらには、輸出入審査等に長時間を要する場合は、その手続きに係るコストに加え、在庫などを追加的に抱えるためのコストを要することとなるためである。

また、税関当局の担当官ごとに関税基準が異なるなど税関手続が不透明である場合は、アジアにおいて事業ネットワークを形成する我が国企業にとって、事業展開の予見可能性を低下させることにつながる。

さらに、域内における貿易量が急速に拡大している中、適切な港湾処理能力が備わっていない場合、入港待ちといった事態も発生することとなり、

第3-1-18図 アジアの貿易制度面での問題点



（資料）ジェトロ（2005b）「在アジア日系製造業の経営実態－ASEAN・インド編－（2004年度調査）」から作成。

円滑な事業ネットワーク形成を阻害することとなる。

「ビジネスコスト距離」を短縮するためには、域内における港湾整備や通関手続の円滑化等を進めることも重要である。

（輸送時間のうち大きな割合を占めるアジアの税関手続時間）

ここで、実際に、我が国からアジア諸国・地域の主要都市への海運輸送における日数を見ると、輸送時間の長短は単純に地理的距離に比例するのではなく、着地国・地域における入港から配送までの時間に大きく影響されている（第3-1-19図）。

特に各都市とも、港から近接していることを考えると、入港から荷受地までの輸送時間の長短は税関手続時間に大きく影響されると推測される。

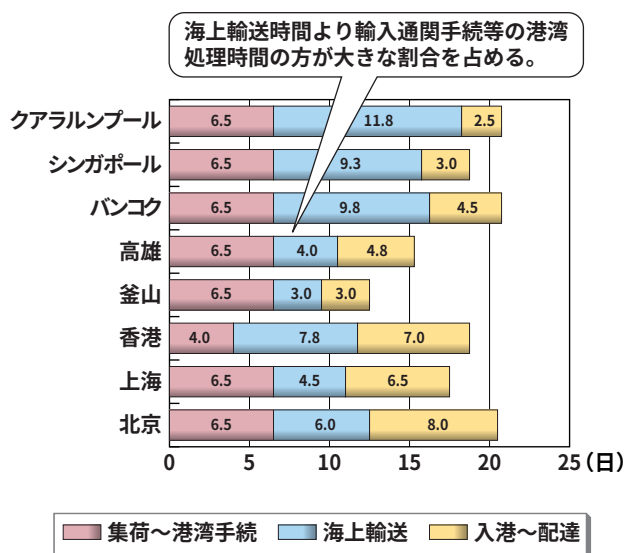
本調査結果は、ヒアリングを主体として行ったこと、税関手続に関する事前審査等の有無も影響を与えることを考慮すると、結果については幅をもってとらえる必要があるものの、このような差異がアジアの「ビジネスコスト距離」を不均一に縮小している要因の一つと考えられる。

今後、アジアにおいて「ビジネスコスト距離」を短縮することを通じて、国際事業ネットワークを構築していくためには、税関手続の円滑化も進めていく必要がある⁴⁴。

（関税削減以上の貿易創出効果をもつ貿易円滑化措置の改善）

それでは、「ビジネスコスト距離」を短縮することによってどの程度域内における貿易量は拡大するのだろうか。ここでは、グラビティ・モデル⁴⁵を用いて、「ビジネスコスト距離」を試算した対象国・地域間（第3-1-15表）⁴⁶における貿易拡大効果を見てみる。

第3-1-19図 アジア各都市への海上輸送時間



- （備考） 1. 海上輸送時間については、独立行政法人経済産業研究所（2006c）「東アジアの事業ネットワークの構築に向けた課題調査」のヒアリング結果（2006年実施）を使用した（高雄、釜山を除く）。また、集荷～港湾手続、入港～配達には経済産業省（2002）「アジア主要国の運賃・料金及び日本～当該諸国間輸送コスト実態調査」のヒアリング結果（2002年実施）を用いた。
2. ただし、高雄、釜山については、海上輸送時間についても経済産業省（2002）「アジア主要国の運賃・料金及び日本～当該諸国間輸送コスト実態調査」を使用した。
3. 海上輸送時間と集荷～港湾手続、入港～配達に要する時間の調査時期に隔たりがあるため、合計輸送時間については留意が必要。
- （資料） 独立行政法人経済産業研究所（2006c）「東アジアの事業ネットワークの構築に向けた課題調査」、経済産業省（2002）「アジア主要国の運賃・料金及び日本～当該諸国間輸送コスト実態調査」から作成。

まず、モノに関する「ビジネスコスト距離」の短縮がどの程度貿易量に影響を与えるかを見るために、第3-1-14表の中のモノの移動に関する項目について、我が国との二国間のみならず、対象国・地域内の第三国間データが収集可能な、①関税率、②港湾インフラ（空港、海港）、③通関手続の透明性、④通関手続の簡索性・迅速性、⑤政情安定性、を説明変数として貿易量の推計を行った⁴⁷。

第3-1-20図は、その推計結果を基に、各項目がそれぞれ1%改善（関税率については1%削減）された場合に、貿易量に与える影響を相対的に示

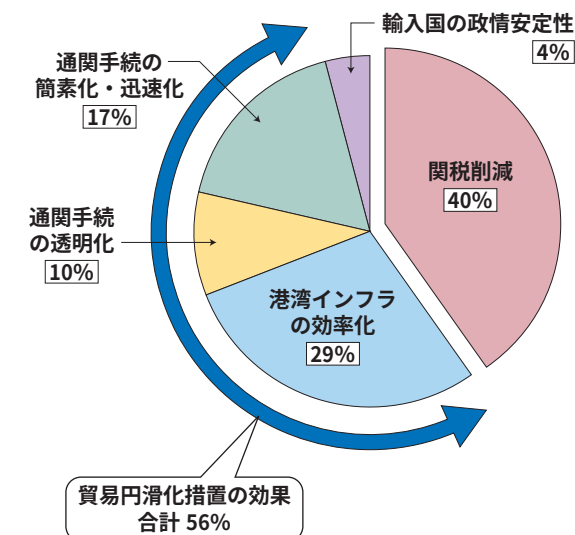
⁴⁴ APECにおいても、2001年の首脳宣言では、自由貿易の拡大を目的として、APEC域内で5年間で取引コストを5%削減することを努力目標（上海アコード）としており、その達成のために通関手続の円滑化等を推進している。

⁴⁵ グラビティ・モデルとは、二国間の貿易量が、基本的には輸出入国の経済規模（GDP）と両国間の距離で説明されるとした上で、更にそれ以外の要因が貿易を説明するかをクロス・セクションで検証するものである。

⁴⁶ 対象国・地域については「ビジネスコスト距離」を試算した12カ国・地域に加えて香港も対象とした。

⁴⁷ Wilson, et al. (2003) を参考に推計を行った。推計方法及び推計結果の詳細については付注3-1-4を参照。

第3-1-20図 関税削減と各種貿易円滑化措置等の貿易創出効果の相対比較



(備考) 1. 各項目が1%改善（関税については1%削減）された時の貿易拡大効果を相対的に示したもの。
 2. 対象国・地域は日本、中国、香港、韓国、台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インド、オーストラリアの13カ国・地域。
 3. 試算方法については付注3-1-4を参照。
 (資料) IMF「Direction of Trade」、World Economic Outlook Database、UNCTAD「TRAINS」、IMD「World Competitiveness Yearbook 2005」、World Economic Forum「The Global Competitiveness Report 2005-2006」、世界銀行「Doing Business 2005」から経済産業省試算。

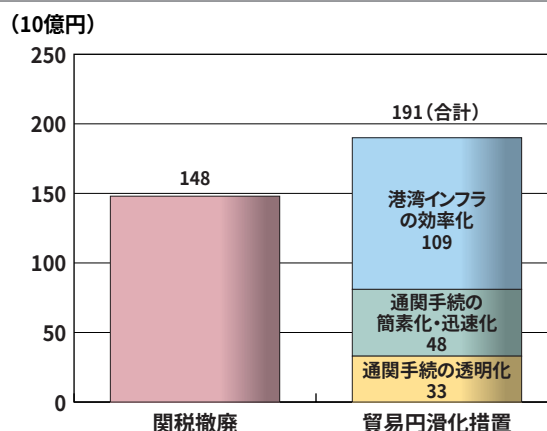
したものである。個別の項目を見ると、関税削減による貿易創出効果が40%と最も大きい。①港湾インフラの効率化（29%）、②通関手続の透明化（10%）、③通関手続の簡素化・迅速化（17%）、といった貿易円滑化措置の改善の合計は56%と関税削減の効果をしのぐことが分かる。

関税削減に加えて、貿易円滑化措置の改善を進めていくことが域内における貿易拡大のためには重要であり、同時に、これは「ビジネスコスト距離」の短縮を通じて我が国企業の国際事業ネットワークの構築を進展させると言える。

（アジアの貿易円滑化措置改善による効果）

次に、この推計結果を用いて、「ビジネスコスト距離」の試算対象とした国・地域の貿易円滑化措置が改善した場合の貿易創出額を試算した。具体的には、貿易円滑化措置について、対象国・地

第3-1-21図 関税撤廃と貿易円滑化措置改善による貿易創出効果



(備考) 1. 対象国・地域は日本、中国、香港、韓国、台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インド、オーストラリアの13カ国・地域。
 2. 貿易創出効果は対象国・地域間の輸出額の合計。
 3. 試算方法については付注3-1-4を参照。
 (資料) IMF「Direction of Trade」、World Economic Outlook Database、UNCTAD「TRAINS」、IMD「World Competitiveness Yearbook 2005」、World Economic Forum「The Global Competitiveness Report 2005-2006」、世界銀行「Doing Business 2005」から経済産業省試算。

域の平均値以下の国・地域が平均値まで改善されたと想定し、改善前後における域内貿易量の差異を測定した。

ベンチケースとして、対象国・地域内において関税が撤廃された場合の貿易増加額（1,480億ドル）と、貿易円滑化措置改善ケースとを比較した（第3-1-21図）。

これを見ると、3つの貿易円滑化措置の合計（1,910億ドル）は、関税撤廃を行うよりも大きな貿易創出効果を有している⁴⁸。

また、個別の貿易円滑化措置の改善については、港湾インフラの効率化が1,090億ドルで最も貿易創出効果が大きい。これは、貿易量の大きい中国等において、港湾インフラ整備が不十分であることから、その改善によって大幅に貿易量が拡大するためと考えられる。

通関手続の円滑化や港湾処理能力の向上といっ

48 Kim and Park (2004) では、関税引下げの場合、個別の品目の自由化に対する利害関係者との意見調整が難航する一方で、貿易円滑化措置は公共財としての性格が強いことから、関税引下げに比べ、利害関係者間での合意が取れやすい貿易拡大の手法である、と指摘している。

た貿易円滑化措置の改善は、上記で述べたように「ビジネスコスト距離」の短縮を通じて、我が国企業の国際事業ネットワークの更なる構築をもたらすとともに、大きな域内貿易創出効果を有する

3. EPA/FTAの積極的活用及び経済協力等の我が国の貢献

我が国は、国際的な事業環境整備の一環として、EPA/FTA締結を推進している。我が国初のEPAであるシンガポールとの協定締結（2002年）以来、メキシコやマレーシアとも協定締結に至るなど、一定の成果を上げつつある。ここではEPA/FTAの意義について再確認するとともに、今後のあるべき方向性について検討する。

(1) EPA/FTAの意義と限界

(世界的に活発化するEPA/FTA⁴⁹)

1990年代以降、地域統合の動きが加速し、WTOに通報されている地域貿易協定の数も、1990年の27件から2006年3月時点で193件に増加している（第3-1-22図）。

その主な要因としては、以下の2点を挙げることができる。

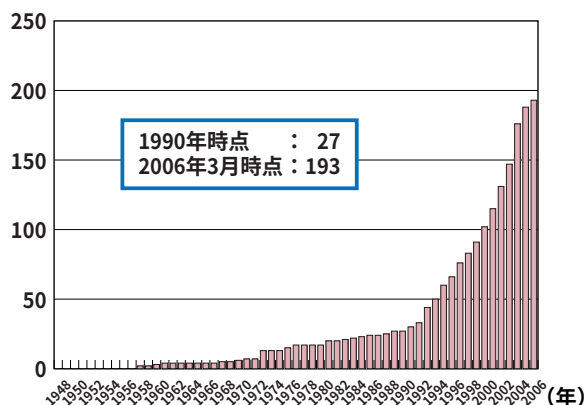
1点目は、多国間主義に基づく貿易自由化の難航である。まず、GATTウルグアイ・ラウンド（1986～1993年）が難航⁵⁰したこともあり、ECはEU実現への取組を加速させ（1993年EU発足）、米国はNAFTA（1994年発効）の準備と米州自由貿易圏構想を進めるなど、欧米諸国が経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善や、経済構造改革等を推進す

ことで、グローバル化のメリットを引き出すものとして、今後ともEPAやODA等を通じて改善に向けて取組を進めていくことが重要である。

る地域主義への動きを活発化させていった⁵¹。その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999年）は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間でのFTA推進を世界的な潮流として、更に加速させることになった⁵²。他の国も域外国ゆえに経済的に不利な状況に置かれることのないよう、既存の統合機構・地域協力機構⁵³等への参加や、新規形成等を進める動きが見られた。

2点目は、発展途上国や移行経済国における経済政策の転換である。多くの途上国が戦後の工業化の方策として採用してきた「輸入代替工業化政

第3-1-22図 WTOに通報された地域貿易協定数（合計）



（資料）WTO Webサイトから作成。

49 自由貿易協定（FTA）は、物品の関税及びその他の制限的通商規則等の撤廃を内容とする協定。経済連携協定（EPA）は、FTAの要素＋市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定。なお、WTO協定上は、FTAなどの協定を総称してRTA（地域貿易協定）と呼ぶ。

50 ウルグアイ・ラウンドの長期化の背景としては、多国間交渉に参加する国の数が増加し、それによって意見の集約に要する期間が長期化したこと、交渉の範囲が関税等のいわゆる水際措置から国内の制度・取引慣行に関わる分野に拡大したこと等が挙げられる。

51 域内貿易自由化の進展が地域主義を活発化させたとする研究には、Baldwin（1995）の「ドミノ効果」（域内貿易自由化による域内貿易コストの減少が域外国にとって未加盟であることのコストを増大させ、域外国に地域貿易協定に加盟することを選択させ、それが更なる域内貿易コストの減少と加盟国の増大をもたらすという効果）等がある。

52 WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34カ国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、協定に署名した（現在、批准手続き中）。また、CAFTA（中米自由貿易協定）も2004年5月に署名した（発効時期未定）。

53 SADC（南部アフリカ開発共同体）、ASEAN（東南アジア諸国連合）ほか。

策⁵⁴」が行き詰まりを見せたため、貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと政策を転換する国がアジア地域を中心に増え、それらの国は経済成長率を高めることに成功した。また、旧東側諸国において共産主義体制の放棄と市場経済への移行が起こり、これらの移行経済国や中南米その他の発展途上国は、東アジア諸国の経済発展を目の当たりにして、同様の経済政策を採用した。こうした発展途上国や移行経済国における外向き政策への転換から、1990年代に入って域内の貿易・投資の自由化を目指した地域統合の動きが活発化した。

（EPA／FTAの経済効果）

EPAは、関税の削減・撤廃、投資ルールや知的財産制度の整備等によって国際的な事業環境整備に資するものである。

このうち、関税の削減・撤廃は、資源配分の効率性に影響を与える静学的効果と、生産性上昇や資本蓄積等を通じて経済成長に影響を与える動学的効果⁵⁵の大きく2つの経済効果を有する。

静学的効果としては、貿易創出効果、貿易転換効果等がある。貿易創出効果とは、関税撤廃による価格低下によって新たな需要が創出されることにより域内貿易が拡大する効果である。貿易転換効果とは、関税撤廃の対象国が域内のみに限定されるため、域外国からの輸入が、関税が賦課されない域内国からの輸入に転換される効果である。

動学的効果としては、市場の拡大による規模の経済の実現、競争の促進による技術の改善、貿易を通じた技術の伝播等による生産性の向上がある。また、加盟国における期待収益率の上昇、あ

るいは加盟国の政策や規制に関する不確実性の減少等を通じ、直接投資等の形態による海外資本の流入・蓄積により、当該国の生産量の拡大に寄与する。このような資本蓄積は、研究開発投資の増加等を通じて更なる生産性の向上をもたらすという正のフィードバックをもたらすとされている。

（EPA／FTAと多角的自由貿易体制の相互補完）

EPA／FTAは、WTO協定上、最恵国待遇の例外とされる⁵⁶ものであるが、WTOを中心とした多角的自由貿易体制と相互補完的な機能を有している。

EPA／FTAは、WTOによる多角的貿易自由化と異なり、交渉相手国・地域、交渉範囲を柔軟に選択し、機動的に交渉することが可能である。また、WTO協定でいまだ定められていない分野や十分カバーされていない分野などで先行してルールを成立させることも可能であり（「WTOプラス⁵⁷」）（第3-1-23表）、これによりWTO交渉での自由化を容易にすることができる等の側面もある。

我が国は、EPAを、WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして位置付け⁵⁸、WTO交渉、二国間通商関係の深化等を組み合わせた重層的アプローチを採用している。

（EPA／FTAのWTOとの整合性について）

WTOと相互補完関係にあるEPA／FTAであるが、その内容次第では、WTOを中心とした多角的自由貿易体制を阻害する可能性がある⁵⁹ことから、関税の削減・撤廃の例外となる分野が過度に多くなることや、関税撤廃までの期間が過度に長くなること等が無いよう、留意が必要である。こ

54 輸入数量制限、高関税、外国為替管理などの輸入制限政策を用いて輸入品を統制し、その結果生まれた（保護された）国内市場を自国企業によって生産を開始させながら、輸入品を国内生産によって代替していく政策。

55 動学的効果は地域貿易協定に固有の効果ではない。また、地域貿易協定が経済に影響を及ぼし得る経路として、貿易とは別に、投資、技術移転、紛争処理手続等を通じた効果、政治・安全保障環境の改善・強化、外交的影響力の拡大等の政治外交上の効果等も指摘されている。

56 EPAの柱となるFTAは、WTO協定上、域外に対して障壁を高めないこと、域内での障壁を実質的にすべての貿易で撤廃すること等の一定の条件の下、WTOの最恵国待遇原則の例外として認められる「地域貿易協定」に当たる（GATT第24条）。

57 WTO協定の水準を超えるような高度な自由化や制度調和、あるいはWTO協定でカバーされていない分野（投資、知的財産など）での自由化や制度調和を行うこと。

58 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」（2004年12月経済連携促進関係閣僚会議決定）。

59 通商白書（2001）で、地域統合の理論・実証面からの分析を、棕（2006）では、最近の実証研究などをまとめている。

第3-1-23表 EPA/FTAにおけるWTOプラスの事例

分野	内容	該当EPA/FTA
知的財産権	・TRIPS協定発効以後に成立した国際協定の義務を包含 ・内国民待遇義務の明確化 ・地理的表示を商標の一部として位置付け（TRIPS協定では商標と地理的表示は別の知的財産と位置付け） ・インターネットのドメインネームに関する紛争処理規程（TRIPS協定には規定されていない規定） ・エンフォースメント（知的財産権の保護・管理にあたっての国境管理に関する締約国の義務など）	米豪 FTA
政府調達	・二国間での政府調達分野へのWTO政府調達協定の準用（WTOでは政府調達協定は複数国間協定であるため、コミットした国だけに義務があるが、日星EPAでは二国間の義務と明記） ・民営化された機関の政府調達対象からの除外（WTO政府調達協定では、JR各社など民営化されても引き続き政府調達協定の対象となっている企業があるが、日星EPAではこれは除外）	日星 EPA
電子商取引	・情報通信技術分野における協力	日星 EPA
競争政策	・反競争的ビジネス行為、特定された独占・国営企業への対処（WTOでは規定されていない義務）	米星 FTA
労働基準	・ILO加盟国としての義務の確認（コア・レイバースタンドARDSの遵守等）	米ヨルダン FTA
環境問題	・高い環境保護水準の設定（WTOでは規定されていない義務）	米星 FTA
自然人の移動	専門職業（業種は特定されていない） ・専門職業資格要件の設定 ・専門職業家に対する暫定ライセンスの提供	米星 FTA
	非専門職業（業種は特定されていない） ・契約ベースの人の移動の自由化（GATS約束表では一般的に企業内転勤及び専門職業家の移動のみ約束されているが、受入企業と労働者の間で契約が締結され、身元引き受けが明確になれば移動を認めるというもの）	豪タイ FTA
サービス	・法律サービス（無条件での自由化ではなく留保付ではあるが、シンガポールがGATS約束表を上回る自由化）及び通信サービス（GATS通信参照文書を大幅に上回る義務の明確化。具体的には、対象となる事業者の範囲の明確化、主要なサービス提供者の追加的な義務や番号ポータビリティ等の義務の明確化）	豪星 FTA
	・通信参照文書（固定通信分野における競争促進的規定：追加的約束を行った国のみが負う義務）の義務範囲拡大（非対称規制の導入など）	日星 EPA

（出所）独立行政法人経済産業研究所（2006c）「我が国の財・サービス貿易及び投資の自由化の経済効果等に関する調査研究」。

の点につき、WTO協定では地域貿易協定に一定の要件⁶⁰を課しているが（第3-1-24表）、途上国については「授権条項⁶¹」に基づいて要件が緩和されており、これに基づいて通報されたEPA/FTAは、更に規律が弱く、自由化度の低いものとなる懸念がある⁶²。このような授権条項による地域貿易協定に対する規律の在り方がWTO協定上不明確であることもあり、授権条項を根拠とした地域貿易協定が濫用されないよう注視していく必要がある⁶³。

第3-1-24表 WTO協定上のRTAの要件

要件		要件充足期間
GATT第24条	関税同盟及び自由貿易地域 (1) 域内原産品の、域内における実質上すべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止 (2) 域外国に対する関税その他の通商規則をより制限的なものにならない	明文規定は無い（自由貿易地域等を組織するための暫定協定（中間協定）については、解釈了解により移行期間が原則10年以内とされており、一般にはこれを類推）
GATS第5条	経済統合 (1) 相当な範囲の分野につき実質的にすべての差別の撤廃 (2) 域外国とのサービス貿易に対する障害の一般的水準を引き上げない	合理的な期間（具体的に何年かについて統一的なコンセンサスは形成されていない）

※「実質上すべての貿易」、「合理的な期間」などについて定義はなく、WTOにおいて現在議論が行われているところ。
（資料）経済産業省作成。

⁶⁰ FTAの要件そのものについても木村（2000）他で以下のような指摘がされている。GATT第24条では、関税その他の制限的通商規則を構成地域間の「実質上すべての貿易」について廃止することを求めているが、「実質上すべての貿易」の定義があいまいであり、またどれくらいの期間で完全な域内自由化を達成しなければならないかが明記されていないこと、運用方法については、FTAの要件が満たされているか審査するための作業部会は設けられているものの、第24条の解釈をめぐる対立が生じ、機能不全となっていること等について問題点が指摘されている。

⁶¹ 授権条項では、以下の要件に適合することを条件に、発展途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指すFTAをGATT第1条（最恵国待遇）の例外として認めている。
〈要件〉①開発途上国の貿易を容易にし、かつ、促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない。②関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない。
〈締約国団への通報、協議〉①締約国団に対する通報及び情報提供。②利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること。

⁶² 一方、WTO（2002）によれば、EC、米国、カナダが締結したFTAの多くは、鉱工業品の自由化率は100%あるいは100%に近いという結果である。

⁶³ なお、授権条項に基づく地域貿易協定は審査の対象外とすべきであると主張する途上国と、授権条項に基づく地域貿易協定にもGATT第24条の地域貿易協定と同様のルールを適用すべきとする先進国とで意見が対立している。

なお、WTO諮問委員会報告書⁶⁴においても、地域貿易協定について、意欲的な国々による広範囲で積極的な取組がWTO加盟国全体に広がる効果や、政治的・外交的意義を認めつつも、いくつかの問題点を指摘している（第3-1-25表）。FTAはWTOにおいて意味のある再審査と有効な規律の下に置かれる必要があることとしており、具体的には、GATT第24条の明確化や運用方法の改善等が提言されている。

我が国としては、個別のEPA/FTA交渉において、交渉相手国との貿易・投資関係に応じ、WTO整合性を念頭に置きつつ交渉を進めているところである。

**第3-1-25表 WTO諮問委員会報告書
「WTOの将来」の提言内容**

地域貿易協定などの特惠的貿易取極（PTA）に対する新しい問題点
1. PTAが多層的になることによる貿易取引コストの増加 障壁をなくすための特惠的貿易取極が多層的になることで、関税に関する運用や原産地規則が複雑化し、結果として貿易の取引コストを増やしかねない。
2. 多角的貿易自由化のつまづき石になる危険性 PTAの無秩序な蔓延は既得権益を生み出しかねないこと、交渉のための人的資源が、多角的貿易自由化ではなく、PTAに多く投入されており、特に途上国で多角的交渉のための人的資源が不十分になっている可能性があることなどから、グローバルな貿易自由化を困難にしかねない。
3. 非貿易的関心事項の安易な組み込み WTO協定の内容として組み込むことについて論争がある非貿易的関心事項（労働基準や環境の問題など）について、PTAでこれらの規定が組み込まれた場合に、同規定を組み込むことがその後のPTAの雛形となり、将来なし崩し的にWTOにも同規定が取り込まれる結果となりかねない。これらの規定の組み込みについて多角的貿易交渉の場で問題視するのなら、PTAを通じての裏口からの持ち込みについても慎重であるべき。
提言内容
1. 新しい特惠的貿易取極を開始する前に、多角的貿易体制を損なうリスクについてよく考慮すべき。
2. スパゲティ・ボウル現象に対する長期的な対処方法として多角的貿易交渉での定期日までの関税撤廃を真剣に検討すべき。
3. GATT第24条の明確化と運用方法の改善。

（資料）WTO諮問委員会（2004）「WTOの将来」から作成。

（「スパゲティ・ボウル現象」）

EPA/FTAの締結数増加に伴い、協定間での規定（原産地規則、通関手続等）の相違により錯綜状態（いわゆる「スパゲティ・ボウル現象」）が生じ、これが民間ビジネスのコスト要因となる可能性が指摘されている。

物品の国籍を判定するためのルールである原産地規則については⁶⁵、そもそもEPA/FTAが締約国の「原産品」に限り協定特惠関税率の適用を可能としていることから、迂回行為（第三国の原産品を協定締約国経由で輸出入することにより、協定特惠税率を利用する等）を防止するために不可欠な枠組みである。EPA/FTAによる特惠関税を活用する企業は、必ずある程度の「原産地規則遵守コスト」を負担することとなるが、そうしたコストが過大にならないように、我が国では、原産地規則に係る交渉において、製造工程及び貿易の実態に応じ、原産性をよりの確に表すとともに、遵守コストの面を含め、企業がより利用しやすいものとなるよう努めている。また、企業のコスト削減の観点から、既存のEPA/FTAにおける原産地規則との整合性を考慮するとともに、手続面においても、原産地証明の電子化・オンライン化を進める等の取組を行っている⁶⁶。また、現在交渉中の我が国とASEANとのEPAのような広域のEPAにおいても、域内すべての国に対して同一の原産地規則・原産地証明書を利用することが可能となり、企業負担を軽減できるものと考えられる⁶⁷。

（2）更なるEPA推進を目指して

（我が国のEPA交渉の現状）

我が国はこれまで、経済的つながりの深いアジア諸国を中心にEPA交渉を進めてきている。具体

⁶⁴ WTO諮問委員会（2004）「WTOの将来」。

⁶⁵ 平成16年度経済財政白書等は、「スパゲティ・ボウル現象」の代表例として原産地規則の不整合を挙げている。なお、原産地規則には完全生産品基準、関税番号変更基準、付加価値基準、加工工程基準等があり、物品ごとにその特性等に応じて規則が定められている。

⁶⁶ 日本では日墨EPAに基づく特定原産地証明書の発給のための審査をオンラインで行うシステムを導入、タイでも原産地証明書発給のための審査をオンラインで行うシステムを導入している。

⁶⁷ なお、世界における実際のEPA/FTA締結交渉においては、関税率のみならず原産地規則についても、締約国間の貿易自由化の度合いを調整する手段として交渉の対象とされる場合もあり、こうした事情も、EPA/FTAにおける原産地規則の世界的な不整合を生む不可避的な背景の一つとなっている。

的には、2002年11月にシンガポールとのEPAが発効したのを皮切りに、2005年4月に我が国初の農林水産品を含む本格的なEPAであるメキシコとのEPAが発効し、同年12月にはマレーシアとのEPAが署名された。さらに、タイ、フィリピンとも既に大筋で合意しており、インドネシアと交渉中である。また、2005年4月からASEAN全体とのEPA交渉にも取り組み、交渉開始から2年以内の合意を目標としている。韓国とも2003年10月に交渉開始したが、2004年11月以来、交渉が中断している。また2006年2月からチリとの交渉を開始し、GCCとは4月に、ブルネイとは5月に交渉開始に合意した。加えて、ベトナムとは、二国間EPAに向けた検討会合、インドとは、経済関係強化の在り方について包括的に協議するための共同研究会、オーストラリア、スイスとは、経済関係強化の在り

方について協議する政府間共同研究をそれぞれ実施している（第3-1-26図）。

（日ASEAN包括的経済連携）

上述のように、我が国はこれまで二国間EPAの取組を進めてきたが、それと並行してASEAN全体とのEPA交渉も進めている。我が国初の地域EPAである日ASEAN包括的経済連携（CEP：Comprehensive Economic Partnership）は、日本とASEAN各国との二国間のEPAでは解決が困難なエリアワイドでの制度統一を取り扱うことを可能とし、日ASEAN域内で行われている経済活動の実態により即した制度構築を可能にする。例えば日本で開発・製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、AFTA（アセアン自由貿易地域）や

第3-1-26図 我が国の経済連携のスケジュール

(2006年5月30日現在)	2004年	2005年	2006年～
シンガポール	(2001年1月交渉開始) 2002年11月発効		現在
メキシコ	(2002年11月交渉開始)	4月発効	
マレーシア	1月 交渉	5月大筋合意 12月署名	所要の手続終了後 発効
タイ 03年12月 交渉開始合意	2月 交渉	9月大筋合意	
フィリピン	2月 交渉	11月大筋合意	
インドネシア		1月(5月交渉開始合意) 7月～交渉 産学官研究会	交渉
韓国 03年10月 12月 交渉開始合意	交渉		
ASEANマルチ ※05年12月、独立 した二国間EPA の検討に合意	2月 (11月交渉開始合意) 政府間協議	4月 交渉	2年間以内の 交渉終了が目標
ベトナム ブルネイ		※ 2月 検討会合 ※ 2月 準備会合	交渉
チリ		1月 (11月交渉開始合意) 2月 産学官研究会	交渉
GCC (湾岸協力会議)			5月 準備会合 交渉
インド	政策対話 4月～	7月 共同研究会	6月報告書 提出予定
豪州		11月研究会開始 政府間研究	原則2年間以内
スイス		10月研究会開始 政府間研究	
参考 日中韓 投資協定	11月 政府間協議 開始合意	5月 投資取決めに係る政府間協議	

二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、ASEAN全体とのEPAにおける原産品の概念を改めて定めて解決することとしている。

なお、ASEANは、2007年頃の交渉終了を目指して、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドともFTA交渉を行っている。中国は物品貿易（関税撤廃）分野を先行させて交渉し、2004年11月には「物品貿易に関する協定」に署名、2005年7月には発効させている（第3-1-27図）。また、韓国についても、2005年12月に枠組み協定に署名し、物品貿易分野の協定についても2006年7月の協定発効を目指して最終調整が行われているところである。オーストラリアやニュージーランドとASEANのFTA交渉は、2005年2月に交渉を開始しており、2年以内の交渉終了を目指して交渉中である。インドとASEANのFTA交渉は、原産地規則をめぐる交渉難航の経緯から当初予定より遅れを見せているものの、議論を進展させつつある。我が国としても、各国に遅れることなく取組を進める必要がある。

（「東アジアEPA」構想と「東アジア版OECD」構想）

こうした動きがある中で、本年4月、経済産業省が策定した「グローバル経済戦略」において「東アジアEPA」構想が示された。これを受けて、政府としても、「『東アジアEPA』構想も含めて、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、今後、主要閣僚による打合せや事務レベルの省庁間会議の場などを通じて、政府内で十分議論していく」⁶⁸こととされた。

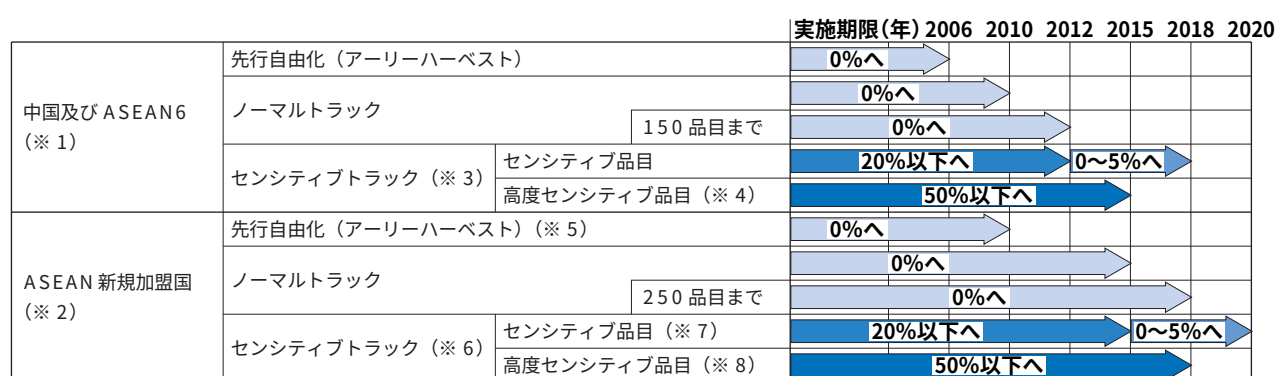
あわせて、「グローバル経済戦略」において、先進国の政策フォーラムとして大きな役割を果たしているOECD（経済協力開発機構）の例を参考にしながら、域内の政策課題を研究・分析し、政策提言を行う機能を整備するという「東アジア版OECD」構想も提唱された。

（アジアにおけるEPAの経済効果の試算）

今後、アジアにおいて、このような地域的EPAが締結された場合、どのような経済効果がもたらされると考えられるだろうか。

この点については、「グローバル経済戦略」に

第3-1-27図 中国・ASEAN自由貿易協定における貿易自由化のタイムフレーム



（※1）ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。

（※2）CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）。

（※3）400品目および輸入総額の10%を上限。

（※4）センシティブ品目数の40%以下か、100品目以下のいずれか少ない方が上限。

（※5）ベトナムは2004年までに関税引き下げ開始、2008年までに撤廃。ラオスおよびミャンマーは2006年までに開始、2009年までに撤廃。カンボジアは2006年までに開始、2010年までに撤廃。

（※6）500品目を上限。カンボジア、ラオス、ミャンマーは輸入額に関する規定なし。ベトナムの輸入額上限は2004年12月31日までに決定。

（※7）ベトナムの2015年の自由化目標は、2004年12月31日までに決定。

（※8）カンボジア、ラオス、ミャンマーについては、センシティブ品目数の40%以下または150品目以下のいずれか少ない方が上限。ベトナムの上限については2004年12月31日までに決定。

（資料）経済産業省作成。

68 「グローバル戦略」（2006年5月18日経済財政諮問会議決定）。

において、日本とASEANでEPAを締結した場合に我が国GDPを約1.3兆円（締結国全体で約6兆円）押し上げる効果があると試算されている⁶⁹。

また、上記試算ではサービス貿易をとらえられないことから、別途、サービス貿易の自由化を組み込んで、上記試算とは異なる試算方法で、モノ・サービス貿易自由化の経済効果の試算⁷⁰を行った。この試算では、経済効果として経済厚生に与える影響を算出している。この試算から、サービス貿易の自由化の経済効果は、モノの貿易の自由化に比べて小さいものの、大きな経済効果を有することが分かる。例えば、日ASEAN包括的経済連携では、モノ・サービス貿易の自由化（全部門の自由化）が経済厚生に与える効果が約530億ドルという結果に対して、サービス部門の自由化は約183億ドルと全部門の自由化効果のうち約34.7%を占めるとの結果になる。日シンガポールEPAでは、全部門の自由化効果のうち、約87.8%をサービス部門の自由化が占めるとの結果になる（第3-1-28表）。

（今後の取組）

我が国は引き続き、WTOにおいて世界全体での貿易自由化やルール（貿易救済措置についての規律等）の策定を行うとともに、EPAを通じて二国間又は地域的な貿易自由化や「WTOプラス」のルール整備を迅速に行う等、それぞれの特性に応じて戦略的にEPAやWTO交渉を推進していくことが必要である。

（経済協力の戦略的活用と我が国の貢献）

EPA／FTAの推進と併せて、経済協力を戦略的に活用し、相手国のハード／ソフト面の事業環境整備を行うことが重要である。

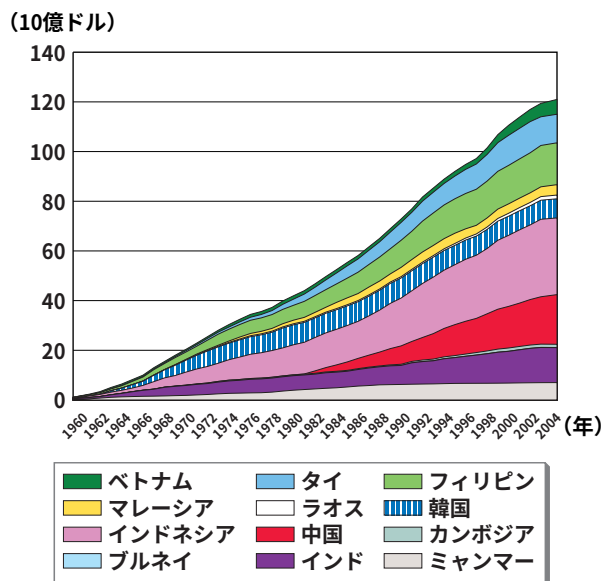
我が国はアジアに対して累計1,210億ドル（1960～2004年）のODAを供与し（第3-1-29図）、同地域

第3-1-28表 モノ・サービス自由化による日本における経済効果試算

	全部門の自由化		うちサービス部門の自由化	
	(100万ドル)	% of GDP	(100万ドル)	% of GDP
日シンガポール EPA	4,996	0.09	4,385	0.08
日インドネシア EPA	10,730	0.20	3,589	0.07
日マレーシア EPA	10,478	0.19	2,884	0.05
日フィリピン EPA	6,840	0.13	2,201	0.04
日タイ EPA	19,458	0.36	4,256	0.08
日 ASEAN 包括的経済連携	52,727	0.97	18,275	0.34
多角的貿易自由化 (WTO)	401,806	7.40	189,667	3.49

（出所）清田（2006）「日本の二国間・地域的自由貿易協定と多角的貿易自由化の効果：ミシガン・モデルによる分析」（「我が国の財・サービス貿易及び投資の自由化の経済効果等に関する調査研究報告書」（独立行政法人経済産業研究所））。

第3-1-29図 アジアへの我が国からのODA累計供与額



（備考） 1. 供与額は2003年ドルベース価格。
2. 韓国については1997年、ブルネイについては1984年に日本からの供与は終了している。

（資料）外務省資料から作成。

の経済発展に大きく貢献してきた。我が国からのODA供与額累計は世界からのアジアに対する供与額の約3分の1を占める。

さらに、アジア地域への経済的貢献度を測る指標（貢献度指標）を見ると、我が国は、ODA分野で第一位、全体でも第二位となっている（第3-1-30図）。また国別に見ると、ASEANや中国等主なア

⁶⁹ 川崎研一内閣府経済社会総合研究所特別研究員による試算。なお、こうしたGDP押し上げ効果のほか、企業経営の効率化等により企業収益の改善、経済活性化の効果がもたらされることが期待され、これらが相乗的に影響し合うことにより、更に大きな経済効果がもたらされると予想される。試算に用いたモデルの説明は、付注3-1-5を参照。

⁷⁰ ミシガン大学のスターン教授とディアドルフ教授を中心に開発されたミシガン・モデルを用いて試算を行った。本モデルの大きな特徴は、規模の経済性や独占的競争などの新貿易理論を取り入れている点、サービス貿易の障壁を取り入れている点、各産業の雇用の変化を捉えられる点である。詳細は清田（2006）及び付注3-1-6を参照。

第3-1-30表 アジアに対する貢献度指標
ランキング

順位	経済的貢献度 (1/100%)	ODA (100万ドル)
1	米国 102.1	日本 5,130
2	日本 61.5	英国 856
3	ドイツ 20.4	米国 622
4	韓国 20.2	ドイツ 449
5	中国 18.5	カナダ 444
6	英国 17.9	フランス 325
7	オランダ 16.0	オランダ 292
8	オーストラリア 11.7	オーストラリア 267
9	フランス 9.1	デンマーク 239
10	ベルギー 8.5	スウェーデン 152

(資料) 社団法人日本経済研究センター (2005) 「検証：日本の東アジアへの経済的貢献」から作成。

第3-1-31表 国別ODA額ランキング

受入国	中国	インドネシア	マレーシア
1	日本 759.7	日本 1141.8	日本 79.2
2	ドイツ 152.2	米国 210.9	デンマーク 10.1
3	フランス 74.3	ドイツ 91.1	ドイツ 6.3
4	EU 55.4	オーストラリア 86.5	スペイン 5.4
5	英国 47.4	オランダ 76.9	フランス 3.5

受入国	フィリピン	タイ	ベトナム
1	日本 528.8	日本 1002.2	国際開発協会 565.2
2	米国 55.3	英国 27.8	日本 484.2
3	オーストラリア 32.1	米国 27.1	ADB特別基金 233.7
4	ドイツ 27.8	ドイツ 13.0	フランス 99.0
5	スペイン 25.8	EU 12.5	デンマーク 69.8

受入国	ミャンマー	ラオス	カンボジア
1	日本 43.1	日本 86.0	日本 125.9
2	英国 11.1	ADB特別基金 47.6	ADB特別基金 74.1
3	EU 10.6	国際開発協会 41.6	国際開発協会 62.6
4	ユニセフ 7.2	スウェーデン 22.7	米国 51.2
5	その他 6.7	フランス 18.5	フランス 25.8

受入国	インド
1	国際開発協会 392.5
2	英国 329.9
3	日本 325.8
4	カナダ 281.4
5	デンマーク 64.1

(備考) 単位は100万ドル。

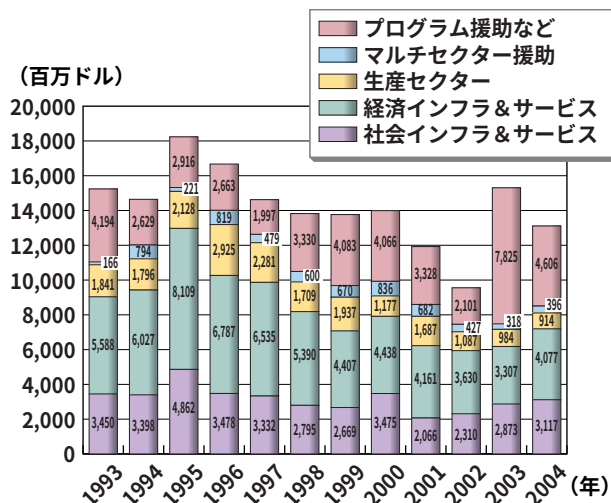
(出所) 社団法人日本経済研究センター (2005) 「検証：日本の東アジアへの経済的貢献」。

(原出所) OECD 「International Development Statistics」。

アジア諸国への日本のODA供与額は第一位となっている (第3-1-31表)⁷¹。

他の主要供与国は病院・学校等社会基盤発展に資する供与が大半を占める一方、我が国のODAは、電力、港湾や道路などの物流基盤等の経済発展基盤の整備が中心である (第3-1-32図)。特に我が国のODAに占める有償資金協力の比率は、他の国などと比較して顕著に大きく、経済発展基盤の整備を中心としたハード・インフラの構築などを実施し、これと経済発展に資する制度構築支援や人材

第3-1-32図 日本の二国間ODA内訳の推移



(備考) 社会インフラ&サービスは教育、保健、人口計画などを指す。経済インフラ&サービスは運輸、通信、エネルギーなどを指す。生産セクターは農林水産業、鉱工業、貿易&観光を指す。マルチセクター援助は環境保護一般、女性支援を指す。プログラム援助は世界銀行/IMFとの構造調整支援などを指す。

(資料) 外務省「ODA白書」から作成。

育成支援等技術協力を組み合わせて経済協力を行ってきたことが、我が国経済協力の特徴となっている。

こうした特徴ある我が国のODA (いわゆる「ジャパン・ODAモデル」) が、結果として同地域の民間部門の生産・貿易・投資活動を活性化し、例えば、東アジア地域については、「東アジアの奇跡」と賞賛されているように、経済成長のダイナミズムをもたらす原動力になったと考えられる。

これらアジアへのODAによるインフラ整備が貿易・投資環境の改善に寄与した具体的な例として、インドネシアやベトナムに対する円借款の供与を通じた港湾の整備事業やその周辺道路の整備、技術協力を通じた港湾の管理・運営能力の向上、ベトナムにおける円借款や国際協力銀行の政策金融及び貿易保険等の公的資金と民間資金の連携による火力発電施設建設、プログラムローンを活用したインドネシア及びベトナム政府の投資環境改善政策支援が挙げられる。また、経済連携の強化に寄与した例としては、タイへの経済協力などが挙げられる (第3-1-33表)。

近年の中国を始めとするアジア各国・地域の急

⁷¹ 国際開発協会とは国際連合の独立機構である国連専門機関の一つで、世界銀行の姉妹機関として、開発途上国への援助活動を補完するために1960年に設立された。

速な発展や、我が国国内の財政制約等の環境変化にかんがみれば、我が国の強みをいかして、相手国のニーズの変化や特性、課題に応じて、ハード・インフラの整備とともに、制度・ビジネス慣行構築支援等ソフト・インフラの整備等について包括的な協力を進めていくことが、我が国とアジア地域との間で互恵的（WIN-WIN）関係を築くことにつながる。また、ODA供与とあわせ、アジア通貨・経済危機の際に、欧米企業が撤退する中、我が国企業は踏みとどまって粘り強く雇用を維持

し、地場企業を積極的に支援したことが、同地域経済の回復に大きく貢献することにつながったとの指摘もある。したがって、先述のベトナムの例にも見られるように、円借款や国際協力銀行の融資、貿易保険を活用することにより、貿易・投資を含む民間セクターの活動を支援し、民間の活力を引き出すというように、我が国官民の資金や優れた技術、ノウハウ、人材等を最大限にいかしていくことが重要である。

特に、近年めざましい発展を遂げたASEANにつ

第3-1-33表 アジアの貿易・投資環境の改善に資するODAの具体的事例

インドネシア	◆タンジュンプリオク港及びそのアクセス道路整備への支援（2003年度～2005年度） 円借款によりジャカルタ近郊の同港の船舶交通効率化及び取扱量拡大を図るとともに、我が国企業も多数進出している工業団地から港へのアクセスを改善するもの。 ◆開発政策借款（プログラムローン：世銀との協調融資）（2004年度） インドネシア政府は、我が国が関心を有している投資環境改善に資する「税、関税、労働、インフラ整備、中小企業（裾野産業）」を盛り込んだ「開発政策レター」を作成し、本レターに記載されている各取組の達成状況を踏まえて、次年度以降の継続の可否を判断することとなっている。
ベトナム	◆ハイフォン港及び同港－ハノイ間国道への整備に関する支援（1993年度～1999年度） 我が国企業が多数進出する工業団地の近隣にある同港を整備するとともに、港湾分野の技術協力を行い、さらにベトナム北部地域の物流効率化と、ハイフォン港と首都ハノイ間を結ぶ国道5号線整備を円借款で支援したもの。 ◆フーミー火力発電施設整備計画（公的資金と民間資金の連携）（1993年度～2000年度） 我が国企業が多数進出するベトナム南部に発電所1号機と送電施設を円借款の供与により建設。さらに貿易保険、国際協力銀行の政策金融等を活用して我が国企業を含む民間投資により2号機及び3号機の建設。 ◆貧困削減支援借款（世銀及び関心国との協調融資）（2004年度～） 2003年12月にベトナム政府と合意した「競争力のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」（日越共同イニシアティブ）の行動計画の達成状況を借款供与の際に考慮し、外国からの投資に関する規制の緩和などの改革を積極的に支援している。 ※我が国からベトナムへの直接投資件数は98年には12件であったものが、2004年には64件（ベトナム計画投資省）となっており、我が国の経済協力がベトナムの貿易投資促進の一助を担ったと考えられる。（図参照）
タイ	◆東部臨海開発計画に対する支援（1982年度～1995年度 2000年終了） タイが最優先課題として位置付ける同地域開発計画の下、技術協力により開発マスタープランを作成し円借款によりマプタプット地区及びレムチャバン地区の工業団地・港湾を建設するとともに、工業用水事業の整備・鉄道網・高速道路網の整備など全16件に及ぶインフラ・プロジェクトを実施。この結果、東部臨海地域は、我が国企業数百社が進出し、バンコク首都圏に次ぐ第二の産業エリアへと発展。 ◆自動車産業育成支援 自動車産業競争力強化の基盤となる裾野産業育成のため、下請け企業への専門家巡回指導や、鑄造・プレス加工等の自動車産業資格制度整備支援といった技術協力を実施。さらに、タイ政府が提唱するアジアのデトロイト計画実現に向け、自動車産業人材育成プロジェクトが開始され、現地日系自動車関連企業と連携した協力を開始。また、現地日系企業や裾野産業の事業展開支援のため、国際協力銀行を通じた融資も実施。
インド	◆鉄鉱石積出港（ビシャカパトナム港）拡張計画（エンジニアリング・サービス）に関する支援（2005年度） インドの主要な鉱山（バイラディア鉱山）で採石された鉄鉱石の我が国への重要な積出港であるビシャカパトナム港の能力向上（大型船の接岸等を可能とする浚渫事業等）を図る拡張計画に関し、円借款により、エンジニアリング・サービス（詳細設計等）に対する支援を実施。

（資料）経済産業省作成。

いては、ASEAN域内に我が国企業を中心として構築してきた事業ネットワークが存在し、雇用と技術移転により同地域の高度成長に寄与してきた。今後も同地域の持続的成長を官民が共同で支援するとともに、我が国にその成長が還元されるような地域システムを作り上げていくためには、これまでの国ごとに別々に進めてきた協力システムか

ら踏み出し、産業基盤高度化の観点から、道路・港湾・電力などのハード・インフラの整備、知的財産制度や基準認証制度などの制度構築支援、産業人材育成などを通じて、ASEAN統合公共財⁷²の整備支援やカンボジア、ラオス、ミャンマー（CLM）経済離陸支援等を重点的に進めることが重要である。

4. 地域協力の推進

アジアを中心とした国際的な事業環境を整備していくためには、ASEAN+3、APEC、ASEMなどの地域協力の場を複層的に活用していくことも重要である。ここでは、これらの地域協力の場の状況を概観する。

(1) ASEAN+3と東アジアサミット (ASEAN+3)

1997年、アジア経済・通貨危機を契機として東アジアにおける政策協調の機運が高まったことを背景に、ASEAN側が日中韓の首脳を招待する形で、第1回ASEAN+3 首脳会議がクアラルンプールに

て開催された。以後、様々な声明、報告などが出されている（第3-1-34図）。

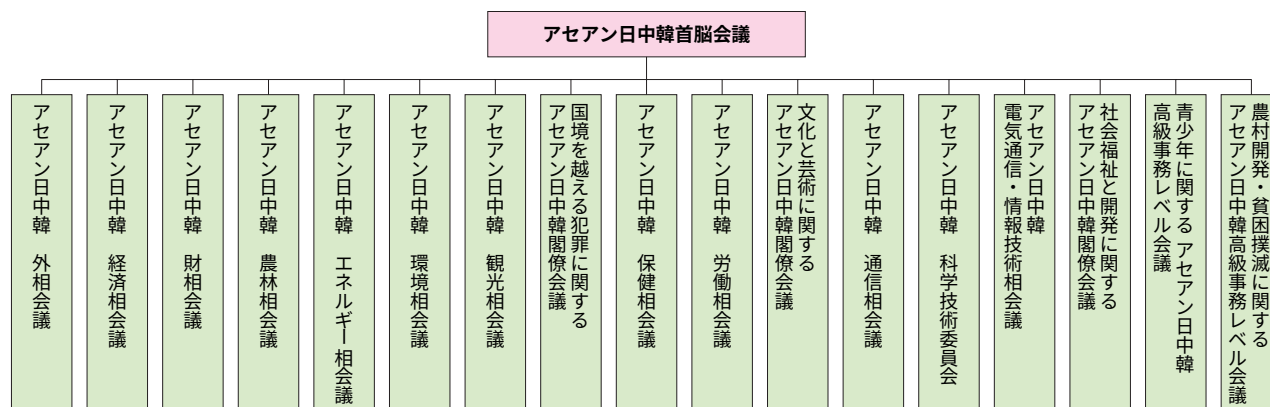
また、2000年にはAEM+3（ASEAN+3 経済大臣会合）が設置され、年1回の閣僚会合を通じて、貿易投資自由化の重要性を確認するとともに、IT分野や中小企業支援、コンテンツ産業支援など経済分野における協力プロジェクトを展開してきている。

2004年のASEAN+3 首脳会議において、2005年に第1回東アジアサミットを開催することが合意された。

第3-1-34図 ASEAN+3 首脳会議での共同声明、報告等

- 1999年 東アジアにおける協力に関する共同声明
・経済、社会、政治・安全保障など広範囲にわたる政策分野を包摂した指針の発出。
- 2001年 東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）報告書「Towards an East Asian Community」の公表
・1998年のASEAN+3 首脳会議で設置された有識者会合が、政治、経済、社会、文化の幅広い分野での将来的な東アジア協力の可能性と方策について議論。
- 2002年 東アジア・スタディ・グループ（EASG）最終報告書の公表
・2000年のASEAN+3 首脳会議で設置。各国外務次官レベルで構成され、EAVG 報告を評価し勧告。
- 2007年 東アジア第二共同声明の発出
・ASEAN+3 協力10周年を記念し、東アジア協力に関する第二共同声明を発出する予定。

東アジア政府間では17分野において48の協議体が活動中（2006年現在）



※各閣僚級会合に、高級実務者レベルの会合が付随して設置。
（資料）経済産業省作成。

⁷² ASEAN統合公共財とは、国境を越える道路や電力・通信網等を指す。

(東アジアサミット)

ASEAN+3 首脳会議での合意を受け、2005年12月、第1回東アジアサミット（EAS）がクアラルンプールで開催された。参加国は、ASEANと日中韓に加え、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16カ国⁷³である。第1回会議では、EASの例年開催、東アジア共同体形成に向けてEASが「重要な役割」⁷⁴であること、経済や金融・エネルギーといった分野別協力を進めていくことなどが合意され、クアラルンプール宣言が採択された（第3-1-35図）。

第3-1-35図 クアラルンプール宣言の概要

- 東アジアサミットは、この地域における共同体形成において、重要な役割を果たす
- 東アジアサミットは、開放的、包含的、透明な枠組みである
- 東アジアサミットでは、グローバルな規範と普遍的価値の強化に努める
- 東アジアサミットでは、政治・安保、経済、社会・文化の幅広い領域に亘る分野に焦点を当てていく
- 東アジアサミットは定期的開催し、ASEAN加盟国が主催・議長を務める

（資料）経済産業省作成。

(東アジア共同体構想)

第1回東アジアサミットでは、同サミットが「共同体形成に重要な役割を果たし得る」ものとされ、開放性・透明性・包括性や普遍的価値の強化が首脳宣言に盛り込まれた。同時に開かれたASEAN+3 首脳会議では「東アジア共同体」の実現が「長期的目標」と位置付けられた。また、同首脳会議の発足10周年に当たる2007年に「第二共同声明」を作成し、東アジア共同体形成の将来の方向性を示すことに合意した。

(2) APEC（アジア太平洋経済協力）～「開かれた地域主義」による地域協力～

APECは、アジア太平洋の21カ国・地域から参加するフォーラムであり、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的として、1989年に設立され、

オーストラリアにて第1回閣僚会合が行われた。1993年以降、毎年首脳会議を開催している。

APECは、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力を主要な活動としてきたが、1994年に、「先進国・地域は2010年までに、途上国・地域は2020年までに、自由で開かれた貿易・投資を目指す」との「ボゴール目標」が合意され、ボゴール目標に向けた各国・地域の取組を盛り込んだ個別行動計画が毎年公表されている。2005年の首脳会合では、ボゴール目標達成に向けた「釜山ロードマップ」が承認された。また、同首脳会合では、経済問題に加え、感染症、テロ対策・不拡散問題、エネルギー問題などが議論された。

なお、先進国・地域のボゴール目標達成年である2010年は、我が国での首脳会合の開催等が決まっており、議長国としての我が国の果たすべき役割に期待が集まっている。

(3) ASEM（アジア欧州会合）～経済・政治・文化など広範囲な分野を対象とした対話と協力の場～

ASEMは、38カ国（ASEAN+3、EU）と1機関（欧州委員会）が参加するフォーラムであり、アジア諸国と欧州諸国間の関係強化を目指し、意見交換・調整の場として、1996年に発足した。

ASEMは、アジアと欧州が、①対等な立場で（イコール・パートナーシップ）、②経済のみならず、政治、文化的交流といった幅広い分野で対話や協力を行う場であること、という点で意義のあるものとなっている。

政治分野では、アジア・欧州間で政治問題について協議できる唯一の枠組みである。朝鮮半島やイラク、中東和平といった主要な地域情勢に加え、国際テロリズムや大量破壊兵器の拡散を始めとする安全保障上の脅威、気候変動、感染症等も含む地球規模の脅威等の国際情勢・問題について意見交換がされている。

⁷³ ロシア大統領を交えた特別セッションも開催された。

⁷⁴ 第1回EASと同時期に行われた、ASEAN+3首脳会議でも、ASEAN+3プロセスは引き続き、東アジア共同体を達成するための主要な手段として位置付けられている。

経済分野では、経済・金融分野での協力関係の更なる発展を目指しており、具体的には、貿易円滑化行動計画、投資促進行動計画の策定、アジア欧州ビジネスフォーラムの開催、税関協力についての作業などを進めている。

社会・文化分野においては、文化、教育、移民管理など幅広い分野において閣僚級会合⁷⁵を開催している。また、アジア欧州財団を通じた知的交流、文化交流の分野における活動支援などを行っている。

5. GATT/WTO体制下における貿易自由化

(1) 多角的貿易体制の強化

(国際通商システムの基盤としてのWTO)

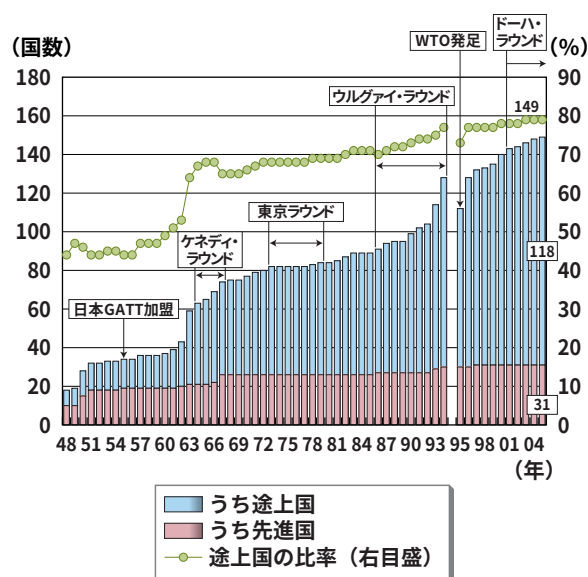
GATT/WTO体制の下、多角的貿易体制は進化してきている。WTO（世界貿易機関）は、その前身のGATT（関税及び貿易に関する一般協定）時代も含め、多角的貿易体制の強化と保護主義の抑止に大きく貢献し、「最恵国待遇」と「内国民待遇」の2大原則の下、国際通商システムの基盤として中核的な役割を担っている。WTOは貿易障壁の削減・撤廃、ルールの整備のみならず、紛争処理手続を通じルールに基づいて解決する仕組みを有し、国際取引の安定と予見可能性の確保に大きく寄与している。また、WTO加盟国の数は着実に増加しており、最近では中国が2001年に、サウジア

ラビアが2005年に加盟した。ロシア、ベトナム等についても現在加盟交渉中である（第3-1-36図）。

(GATT/WTOにおける規律範囲の拡大)

GATT体制の下では、数次の多角的自由化交渉（ラウンド）を経て、順次、関税率の水準の引下げが実現された。1995年のWTO設立に結実したウルグアイ・ラウンドは、グローバル化の急速な進展に対応し、従来の鉱工業品の関税自由化等だけでなく、新たにサービス、知的所有権等幅広い分野でのルールを策定し、多角的貿易体制を大きく深化・拡大させた。さらに、2001年に開始されたドーハ開発アジェンダでは、貿易円滑化、環境、途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な交渉が進められている（第3-1-37表）。

第3-1-36図 GATT/WTO参加国数と途上国の割合の推移



(備考) ここでいう先進国とは、OECD加盟国30カ国とEUを指し、現在のOECD加盟国がWTOに加盟した時点で計上している。
(資料) WTO事務局資料から経済産業省作成。

(ルールに基づく紛争解決)

1995年に設立されたWTO体制の下では、①ネガティブ・コンセンサス方式（敗訴国は報告採択をブロックできない）の採用や、②二審制の導入（パネルに加え上級委員会を設置）等により、紛

第3-1-37表 これまでの交渉と参加国の推移

開催年	ラウンド名	参加国数
1947年	第1回交渉	23
1949年	第2回交渉	13
1951年	第3回交渉	38
1956年	第4回交渉	26
1960～1961年	ディロン・ラウンド	26
1964～1967年	ケネディ・ラウンド	62
1973～1979年	東京ラウンド	102
1986～1994年	ウルグアイ・ラウンド	123
2001年～	ドーハ開発アジェンダ	149

(資料) 経済産業省作成。

⁷⁵ これまで、外相会合、経済閣僚会合、財務大臣会合、環境大臣会合、移民管理大臣会合、科学技術大臣会合、文化と文明に関する閣僚級会合が開催されている。

争解決手続の実効性が強化されている。WTO設立後、紛争解決手続に持ち込まれる件数は、設立以前に比べて、年平均で約5倍に増加しており（第3-1-38図）、これまでの着実な解決例の積み重ねによって同制度の更なる成熟が進み、ルール重視の視座は国際的にも広く共有されるに至っている。

我が国としても、こうしたWTOの紛争処理手続を積極的に活用し、ルールに基づいた公平な紛争解決を図ってきた（第3-1-39表）。

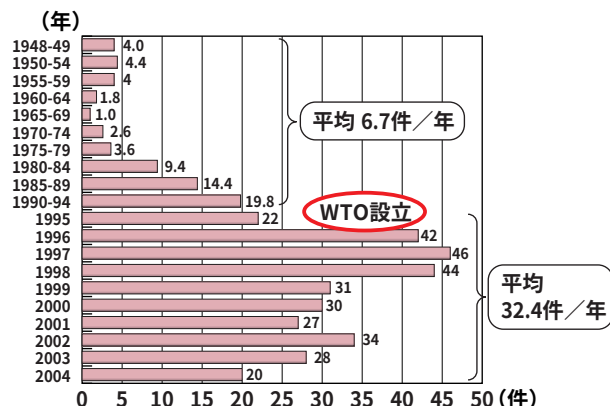
こうした事例としては、例えば、米国のバード修正条項ケースがある。同条項は、米国政府が徴収したアンチ・ダンピング税及び相殺関税による収入を、当該措置を提訴した米国内の生産者等に分配することを定める国内法である。2003年1月、WTOにおいて、同法の違反が確定し、同年12月末までに撤廃することが勧告されたが、米国は勧告を履行しないまま期限が過ぎた。2004年1月、我が国は、EU、カナダ等7カ国・地域とともに、WTOに対抗措置を申請し、WTO紛争解決手続に基づく仲裁判断を経て、同年11月対抗措置が承認された。本承認を受け、これまでに我が国、EU、カナダ及びメキシコが対抗措置を発動した。2006年2月、米国で2005年赤字削減法が成立し、同法には、経過条項が付されているものの、バード修正条項の廃止が含まれている。

(2) ドーハ・ラウンド：更なる多角的貿易体制の強化

(ドーハ・ラウンドの立ち上げ)

2001年11月にカタール国ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議において、新たな貿易自由化交渉を行うためのWTO新ラウンド（ドーハ・ラウンド）の立ち上げが決定された。前回のウルグアイ・ラウンドに次ぐもので、GATT時代から数えると通算9回目のラウンドである。本ラウンドは、1999年のシアトルでの第3回WTO閣僚会議での先進国間の不一致、先進国・途上国間の溝の深さ、市民社会による貿易自由化自体への反対等を背景

第3-1-38図 紛争案件数の推移



(備考) 1948-94年は年平均件数。紛争案件数とは、紛争解決手続を解決するための協議要請が行われた件数。

(資料) 外務省Webサイトから作成。

第3-1-39表 日本が申し立てた紛争案件

案件名	協議要請	パネル設置決定	報告書採択	結論
米国通商法301条に基づく一方的措置（自動車100%関税賦課等）	1995.5	—	—	二国間合意により終了（1995.7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策	1996.7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策	1996.10	1997.6	1998.7（パネル報告書採択）	我が国の主張承認
米国の地方政府の調達手続問題	1997.7	1998.10	—	パネル消滅（2000.2）（米国内で違憲判決）
カナダの自動車政策に係る措置	1998.7	1999.2	2000.6（上級委報告書採択）	我が国の主張承認
米国の1916年アンチ・ダンピング法	1999.2	1999.7	2000.9（上級委報告書採択）	我が国の主張承認
米国の日本製熱延銅板に対するアンチ・ダンピング措置	1999.11	2000.3	2001.8（上級委報告書採択）	我が国の主張承認
米国1930年関税法改正条項（バード修正条項）	2000.12	2001.9	2003.1（上級委報告書採択）	我が国の主張承認
米国サンセット条項	2002.1	2002.5	2004.7（上級委報告書採択）	我が国の主張承認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	2002.3	2002.6	2003.12（上級委報告書採択）	我が国の主張承認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング	2004.11	2005.2	—	現在パネル手続中

(資料) 経済産業省作成。

として生じた失敗の克服など、多くの課題が存在する中での立ち上げであったが、交渉は、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピング、シンガポール・イシュー⁷⁶の他、環境といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う内容であった。また、ドーハ・ラウンドの正式名称が「ドーハ開発アジェンダ」と呼ばれるように、本ラウンドは途上国の経済開発に資する成果を生むことが目標とされた。

⁷⁶ 1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始された貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた。

（交渉の経緯と香港閣僚会議）

2002年より交渉が開始され、当初、2003年9月のカンクン閣僚会議での合意が目指された。しかし、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国・途上国間の対立を解消することができず、同会議は決裂という結果に終わった。その後、ラウンドを軌道に戻そうという取組が続けられた結果、2004年7月の一般理事会でドーハ開発アジェンダの交渉枠組みが合意され、カンクン閣僚会議以来脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗った。しかし、その後も、各国間の利害が錯綜し、交渉は必ずしも進展を見ることができなかった。

こうした中、2005年12月に第6回WTO閣僚会合が香港で開催され、香港閣僚宣言が採択された（第3-1-40表）。NAMA及び農業の主要分野におけるモダリティ（関税削減方式等の詳細な取り決め）等に合意することはできなかったが、途上国の関心の高い開発の分野において、後発開発途上国（LDC）の製品に対する原則無税無枠措置の供与等、途上国に対する開発支援策に合意し、その後

の交渉の進展につなげることができた。

（「開発イニシアティブ」と「一村一品」キャンペーン）

2005年12月、香港閣僚会合に先立ち、我が国は包括的な途上国開発支援策である「開発イニシアティブ」を策定した。本「開発イニシアティブ」は、ドーハ・ラウンドを通じて途上国の開発を進め、それによって自由貿易体制から更なる利益を得られるようにすることを目的としている。具体的には、我が国は、LDC製品に対する市場アクセスの原則無税無枠化、今後3年間に貿易・生産・流通インフラ関連分野で合計100億ドルの資金協力、合計1万人の専門家派遣・研修員受入を行うとの目標を表明した。同発表は、開発問題に対する我が国の前向きの姿勢を効果的に示し、途上国から高い評価を得るとともに、ドーハ・ラウンド交渉の前進に対する強い決意を世界に対し発信した。

本「開発イニシアティブ」の一環として、経済産業省が中心となって、本年2月から開発途上国「一村一品」キャンペーン⁷⁷を積極的に展開している（第3-1-41図）。具体的には、本年2月にメコン地域の産品等を紹介するメコン展（第3-1-42図）等を開催したほか、2月27日から3月3日の間、経済産業省において、23の開発途上国の「一村一

第3-1-40表 香港閣僚宣言における具体的な交渉分野の成果

①	非農産品 (NAMA)	複数の係数を持つスライス・フォーミュラを採用することに合意。 途上国配慮と相互主義の軽減の重要性を確認。 非譲許品目の扱いについてノン・リニア・マークアップ方式を採用することに合意。 2006年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに譲許表案を提出することを合意。
②	農業	国内支持については、先進国を3階層に分け、高い階層ほど、大きく削減することに合意。 輸出補助金の撤廃期限を2013年末と設定。 市場アクセスについては、一般品目の関税削減を4階層の階層方式により行うことに合意。 2006年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに譲許表案を提出することを合意。
③	綿花	綿花に関する輸出補助金を2006年に撤廃、LDC無税無枠の供与、国内支持について一般フォーミュラより野心的に削減することなどについて合意。
④	サービス	モード毎の交渉目標等を努力目標として規定。 二国間交渉に加えて、リクエスト・オファー交渉を複数国間でも行うことに合意。
⑤	ルール	アンチ・ダンピング交渉における交渉範囲や目的、議長による条文案の提示など今後の交渉の段取りなどを確認。
⑥	貿易円滑化	香港閣僚会議後速やかに条文ベースの交渉に移行する必要性を確認。
⑦	開発	2008年までに又は実施期間の開始までに、すべてのLDC原産の、すべての製品に対する無税無枠の市場アクセスを持続的に供与することに合意。また、上記が困難な加盟国は、LDC原産のタリフラインの97%以上の製品に対し、無税無枠の市場アクセスを供与することに合意。「貿易のための援助」について、サプライサイド能力や貿易関連インフラの重要性に言及。

（資料）経済産業省作成。

第3-1-41図 開発途上国「一村一品」キャンペーンのロゴマーク



⁷⁷ 途上国の地域活性化を図るために、地域住民が自ら誇ることのできる特産品を発掘し、世界市場にも通用する競争力のある商品に仕上げる活動。

第3-1-42図 「一村一品」の例：ラオスのショール（メコン展）



(提供) ジェトロ。

品」を集めた展示会本省展を開催（第3-1-43図、第3-1-44表）した。また、我が国を代表する空の玄関である成田・関西・中部各国際空港及び神戸・羽田各空港において、展示販売が行われている。今後、アフリカの産品を展示・即売する「アフリカン・フェア」を開催する等、本キャンペーンを一層展開していく。

さらに、今後、これらの展示会を通じた市場開拓支援のほか、LDCにおける有望産品の商品開発支援のために専門家派遣や研修生受入等の技術協力を行っていくことも計画している。

これらの支援を通じ、より多くの途上国が産業基盤を強化し、輸出能力を向上させ、WTOドーハ開発アジェンダを通じた貿易拡大の利益を十分に享受できるようになることが期待される。

(3) 新たな課題

多角的貿易体制のメリットを享受する我が国にとって、WTO体制の信頼性の維持・強化は重要な課題であり、この観点からドーハ・ラウンドの成功は重要である。我が国としても貿易の自由化を更に推進すべく、2006年中のラウンド妥結に向け積極的な役割を果たすべきである。

他方で、世界各地でのEPA/FTAのネットワークの広がりによる無差別原則浸食への懸念、反グローバル化のうねり、加盟国拡大による意思決定の複雑化・長期化等、WTOは新たな挑戦を受けている。これらに対応すべく、2005年に発

第3-1-43図 経済産業省で行われた開発途上国「一村一品」キャンペーン展示会本省展（オープニングセレモニー）



第3-1-44表 本省展における一村一品展示品

国名	展示品	国名	展示品
アフガニスタン	カーペット	コンゴ	木製貯金箱
イエメン	コーヒー		置物
	ハチミツ		木製像
カンボジア	胡椒		銅製像
	い草マット		馬拉カイトブレスレット
	仏像		赤鉄銅ブレスレット
ネパール	仏像		赤鉄銅ネックレス
	コーヒー		バスケット
	オーガニック・ティー		馬拉カイトネックレス
バングラデシュ	陶器		ネックレス（ブルー）
	紅茶		ネックレス（ブラウン）
	黒革のショルダーバッグ		ジュエリーボックス
	麻ショッピングバッグ	ジブチ	塩
	麻ワインケース	タンザニア	コーヒー
	麻ショルダーバッグ		アフリカン・ブライド・ティー
	麻ナースリーバッグ		マンゴの民族衣装（カンガ）
	麻&レザー財布		象柄の布（キテンゲ）
	レザーコインホルダー		ティンガティンガ絵画
	刺繍コインホルダー	ブルキナ・ファソ	像（Mossi King）
	刺繍クッションカバー	マリ	シェアバター
	刺繍ベッドカバー	モザンビーク	紅茶（五つ星）
ミャンマー	暮荷		カシュナッツ
	白蝶貝製和菓子用ナイフ		ファブリック（カブラナ）
	携帯靴べら	ルワンダ	コーヒー（カフェ・デュ・マベラ）
	イルカモチーフ靴べら		書類ホルダー
	ハチミツ	セネガル	銅像
ラオス	ショール	マダガスカル	コーヒー豆
	コンビネーションバッグ		刺繍スカーフ
	肩章		大理石の玉
アンゴラ	ダイヤモンド（パネル展示）		バナラビーンズ
ウガンダ	コーヒー		スパイス
	樹皮布		石けん
エチオピア	スパイス	モーリタニア	魚介類（ポスター展示）
	コーヒー		ロブスター
	天然ガム	ギニア	マスク（ニンバ）
	オイルシード	ハイチ	絵画
コンゴ	キーホルダー		コーヒー
	布	ザンビア	コーヒー
	馬拉カイト灰皿		
	鳥の像		

(資料) 経済産業省作成。

表されたWTO報告書⁷⁸では、意思決定方式の見直し、複数国間協定方式⁷⁹の採用、紛争処理機能の強化等の提案が行われた。

また、投資・競争等WTOルールに整備されていない分野や、貿易と環境、貿易と労働等、ルール作りの在り方が問われる分野が広く存在しており、これら新たな課題に対して、様々な国際機関がそれぞれどのような役割を担い、相互に協力し合えるのか等についても今後の議論を深めるべき

6. グローバル化と構造調整

(1) グローバル化仮説の妥当性

(グローバル化仮説は妥当しない)

グローバル化に対しては、所得格差を拡大するものとして批判的にとらえる意見もある。例えば、1980年代、欧米を中心に賃金格差が急拡大した際にも、その要因として「グローバル化仮説」⁸⁰が主張された。しかしながら、これまでのところ、グローバル化の影響として我が国の所得格差が拡大しているという実証的な証拠はない。我が国のジ

重要なテーマである。さらに、NAFTA、EUや、我が国とASEANとのEPAのような広域のEPA、アジア太平洋経済協力等の地域秩序がどのような形でグローバルな貿易秩序に発展し、WTO体制を支えていくかについても大きな課題である。

こうした様々な課題に対し、我が国としても、政府、学会、産業界等が様々な場で国際的な議論に積極的に貢献していく必要がある。

ニ係数の推移を見ると、当初所得において格差が拡大しているように見えるが（第3-1-45図）、その主要因は高齢者世帯⁸¹・単身世帯の増加等であると指摘されており、この観点から、グローバル化を批判的にとらえることは現時点では正しくない。

(グローバル化と産業構造の変化)

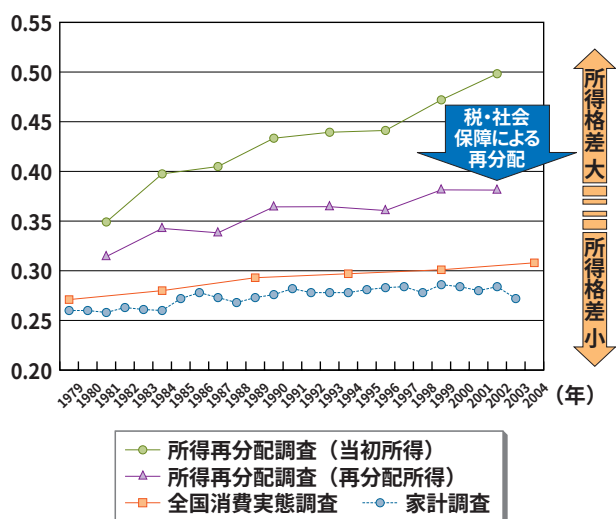
むしろグローバル化の進展は、ダイナミックな産業構造の変化を促し、中長期的には産業の高度化を通じた生産性向上をもたらすと考えられる。GDP成長率に占める産業ごとの寄与度を見ると、グローバル化が進展する中で徐々にばらつきが拡大しており、産業構造の変化が進んでいることが分かる（第3-1-46図）。

(2) グローバル化と国内制度整備

(関税による農業保護から直接支払による支援へ)

農業保護の在り方について、関税による価格支持から、欧米のような財政による所得補償政策への転換が議論されている。

第3-1-45図 世帯所得のジニ係数の推移



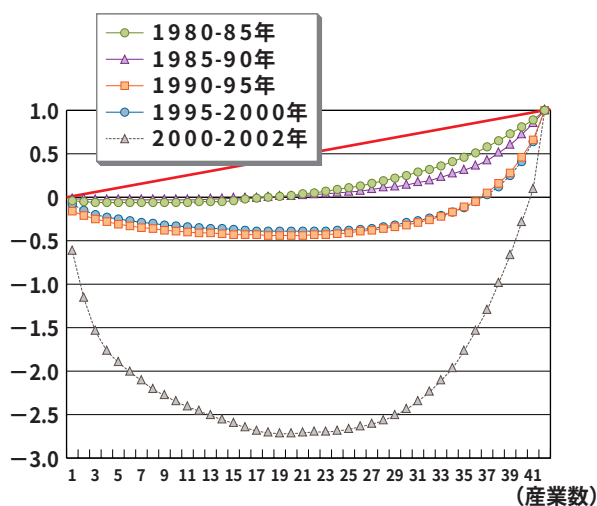
（出所）内閣府「月例経済報告資料」（2005年1月19日）。
（原出所）厚生労働省「所得再分配調査」、総務省「全国消費実態調査」及び「家計調査」。

⁷⁸ WTO諮問委員会（2004）「WTOの将来」。

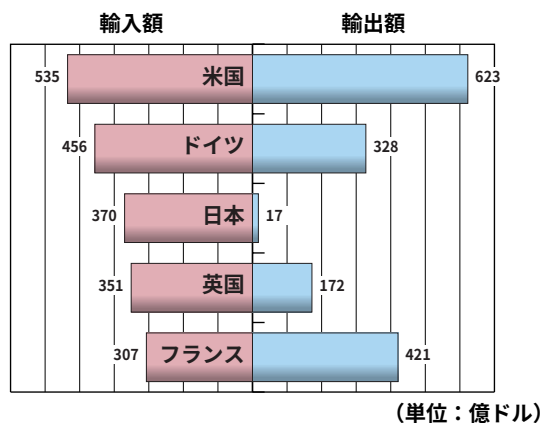
⁷⁹ 加盟国のうち一部の国だけを拘束するもの。

⁸⁰ グローバル化仮説とは、グローバリゼーションの進展により、労働集約的な財の輸入が拡大し、未熟練労働の賃金が低下する、という考え方。

⁸¹ 他方、高齢者世帯の増加は、再分配を受ける世帯の増加を通じて所得再分配効果を増大させるため、当初所得の格差に比べて再分配所得の格差は小さくなっている。

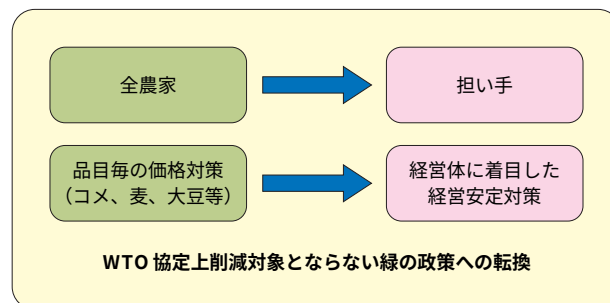
第3-1-46図 GDP成長率に占める
各産業の累積寄与度

(備考) 1. 宮川他 (2003) を参考として以下の寄与度の計算式を用いて試算。
総産出額に対する寄与度 = 1 期前の各産業のシェア × 各産業の 1 期前からの産出額伸び率。
2. 産業については内閣府「国民経済計算」における 42 産業分類による。
(資料) 内閣府「国民経済計算」から作成。

第3-1-47図 主要国の農産物輸出入額
(2003年)

(出所) 農林水産省「平成16年度食料・農業・農村白書」。
(原出所) FAO「FAOSTAT」。

我が国の農業分野は国際競争力を持たず、政策的に保護されているとの見方もある。2003年の農産物輸出額は17億ドルに対し、輸入額は370億ドルと輸出は輸入の約4.6%であり、主要国と比較すると極端に小さい(第3-1-47図)。

第3-1-48図 品目横断的経営安定対策への
移行のイメージ

(資料) 農林水産省Webサイト。

他方、グローバリゼーションは我が国の農業にとって必ずしもネガティブとは限らずポジティブな展開が望めるのではないかと(攻めの農政への転換)といった議論もある。

2005年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、「新たな経営安定対策の平成19年産からの導入」が明らかにされた(第3-1-48図)。今回の改革については、対象農家を全農家から「担い手」へと限定したという点が評価される⁸²。

(グローバル化を活用した攻めの農政への転換)

このような従来の図式に対し、我が国の農業生産者の一部では、グローバリゼーションにポジティブに対応しようといった戦略的な動きが顕著に見られるようになってきており、近年、高付加価値化により輸出が伸びている農業品目もあることから、保護だけの議論をしないことも重要である(第3-1-49表)。

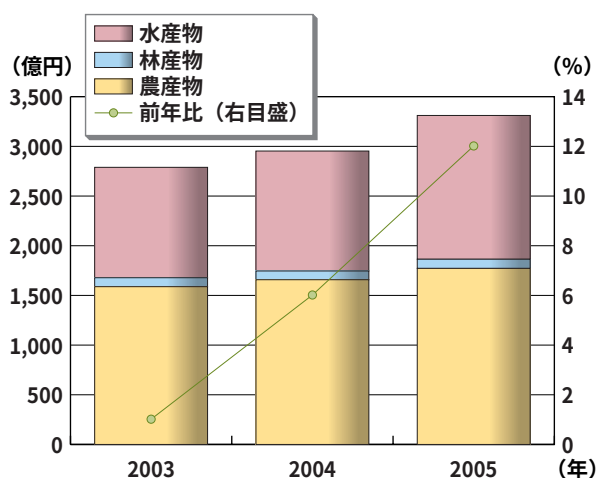
現在、食については次のような点に消費者の関心が高まりつつある。第一に安全性である。例えば従来から議論されている遺伝子組換え食品の問題や、国内外でのBSEの発生等について、国民の関心は高い。第二に農業におけるCSR(企業の社会的責任)である。近年先進国では環境への配慮から、無農薬・有機野菜が人気を呼んでいる。ま

⁸² 品目横断的経営安定対策とは、これまで全農業者を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、意欲と能力のある「担い手(認定農業者及び集落営農で一定の条件を満たしているもの)」に対象を限定し、その経営の安定を図る施策のことである。

第3-1-49表 2005年において
輸出が伸びている主要品目

品目	輸出額 (百万円)	前年からの 伸び率(%)	伸びの理由
りんご	5,350	82.4	産地等の販促活動により、台湾 向けの輸出が増加。
コメ (援助米を除く)	317	37.2	
緑茶	2,111	25.0	緑茶ブームにより、米国・欧州 向けが増加。
菓子	8,977	18.6	米国、台湾、香港向けが好調。 展示会等を通じ、日本菓子の品 質への評価が高まってきている。
丸太	374	154.1	東北や九州等での中国、台湾、 韓国向けの輸出事業により増加。
かつお	7,581	564.3	かつおの豊漁により、タイ向け 輸出(缶詰)が増加。
さけ・ます	14,713	62.5	中国向け(加工用)の引き合い が強く、輸出が増加。
ホタテ	10,924	75.1	世界的な不漁の中、特に米国が 買い付けを増やしているため。

(出所) 農林水産省資料。
(原出所) 財務省「貿易統計」。

第3-1-51図 我が国の農林水産物の
輸出額の推移

(備考) 1. アルコール飲料、たばこ、真珠を除く。
2. 菓子は農産物に含まれる。
(資料) 農林水産省資料から作成。
(原出所) 財務省「貿易統計」。

た、LOHAS⁸³のような環境保護や持続可能性に高い関心を持つ購買層も増加しつつある。第三に健康への配慮から、肉食から魚食への切替えを中心とした世界的な日本食ブームも見られるところである。

こうした日本食ブームの世界的な広がりやアジア諸国の生活水準の向上を背景に、我が国の高品

第3-1-50図 タイのスーパーマーケットで
常設販売される日本の果物

(提供) 農林水産省。

質な農林水産物・食品の輸出を拡大する好機が到来している。政府は、2005年3月、輸出額を2004年の3,000億円から2009年までの5年間で倍増させることを目指して取り組みを進めることを決定し、同年4月には、この実現のため、民と官の幅広い関係者から構成される「農林水産物等輸出促進全国協議会」が設置された。さらに、同年6月には「農林水産物等輸出倍増行動計画」が策定され、民と官が一体となって農林水産物等の輸出促進に向けた取組を強力に推進している（第3-1-50図）。

このような中、2005年の農林水産物等輸出額は、前年比12.1%増で、2000年から2004年までの平均伸び率5.9%を大きく上回る結果となっている（第3-1-51図）。

(貿易と構造調整)

貿易の自由化は国内での構造調整を必要とする場合がある。そのコストは、貿易自由化の利益が社会全体に及ぶことにかんがみれば、必ずしも特定の個人・地域・産業のみが負担すべきものではない。

OECDが2005年5月にまとめた「貿易と構造調整」レポートでは、構造調整成功のための具体的

⁸³ Lifestyle of Health and Sustainability（健康を重視し、持続可能な社会生活を心がけるライフスタイル）の略。1998年に米国の社会学者が提唱した概念が始まりで、近年欧州や日本でもLOHAS市場が拡大しているといわれる。

政策のベスト・プラクティスを例示するとともに、①基本的な政策枠組み、②異なる政策分野の整合的・相互補完的实施、③個別セクター別施策

よりも税制などの施策重点化、④国内改革の実施と貿易自由化の相互利益実現のための多角的枠組みでの努力の重要性を指摘している（第3-1-52表）。

第3-1-52表 OECD「貿易と構造調整」レポートにおけるベスト・プラクティスの例

日本の造船業	・1960年代、日本の造船業は世界シェアの50%にまで増大したが、需要激減で二度の危機を経験。 ・1回目は1970年代後半の第一次石油ショックによる受注の激減。1974年の日本の新規受注は前年比72%下落。1976年にOECDが造船生産能力削減を目的としたガイドラインを策定。 ・これに対し海運造成合理化審議会が発足、生産能力の縮減を提言。1976年第1回生産能力調整を開始。運輸省は操短勧告を行い、30%を超える縮減を達成。 ・1978年には中小企業の破綻を防ぐため、「特定不況産業安定臨時措置法」が施行され、信用貸し制度を導入。さらに業界の全額負担の下で、生産能力削減を促進するため「特定船舶製造業安定事業協会」が設立され、過剰ドックを買い上げ、造船以外の目的で第三者に売却することで、生産能力の縮小を円滑に行うことに寄与。1979年には39業者が不況対策カルテルを締結。これら一連の構造調整の結果、運輸省の示したガイドラインが達成され、1980年には37%の削減に成功。 ・2回目の構造調整は1980年代後半である。1985年、円高とオイル安で日本経済は大きく影響を受け、船舶受注は25%減少した。これに対し1986年、海運造成合理化審議会は業界の安定化のため、①20%の生産能力削減、②合併による産業構造強化、③船舶廃棄の促進、④需要創設の4つの措置を勧告した。これに対処すべく、直ちに船舶製造業安定化のための臨時措置法が施行され、1988年には8グループ、26社に業界再編され、結果として生産能力も24%削減された。 ・政策決定プロセスのキーポイントは、日本の船舶業界が生産能力の大幅削減の必要を全体として理解し、早い段階でその削減にかかるコスト負担を自ら請け負った点にある。
ニュージーランドの農業	・ニュージーランド政府は1984年に経済改革に着手。農業セクターに求めたのは、①マクロ経済環境の安定、②正確な価格情報、③フレキシブルな国内資源配分、④国内外の需要の変化に対応するインセンティブ。 ・農業分野の構造調整はリンゴ・ナシ生産業の規制緩和を促進。2001年の輸入自由化により同生産業への新規参入が急増、新種開発や品質向上が進み、2003年には輸出利益は18%増加し、雇用者も1万人を超えるに至った。現在、リンゴの生産量は世界の1%だが輸出では5%のシェアを占める。
バングラデシュの衣料品産業	・バングラデシュの衣料品産業は、最貧国の輸出志向産業の成功例。経済改革と海外市場への特恵的アクセスで低賃金と割当制度を利用して機会を創出。こうした条件がそろったことで、同産業は自然災害等の障害を乗り越えた。 ・2000年にWTOは、通商体制の自由化等を評価しつつも、税関手続や銀行、国有企業の民営化等の改革が進んでいないと指摘。しかしバングラデシュは同時に、IMFの構造調整プログラムなど市場経済に向け重要なステップを踏みつつあり、短期的には改革は成功したように見える。 ・バングラデシュはその歳入の多くを関税に頼っていたが、1998年には同23.8%まで低減された。低減は主に織物や衣服製品に関し行われた。 ・投資について見ると、バングラデシュは南アジアで最も投資法制が自由であり、外資の参画に制限がない。しかしながら、自然災害等が原因で外国資本参入は南アジアの水準でも低く、結果として繊維産業は国内業者によって営まれてきた。しかし地元企業と実績のある外国投資家との連携がうまく行った場合には、外資参入は発展のきっかけとなった。その例として1970年代の韓国企業との連携が挙げられるが、これは直接投資というより下請や技術移転を基盤にするものであった。 ・最も重要な教訓は、輸出産業は、制限のある市場への特恵的アクセスのみによって維持できるものではない点である。2005年に失効した多国間繊維協定(MFA)は触媒的效果を発揮してきたが、MFA体制後の環境では、割当制限を設けている国と真っ向から競争する態勢に向けた措置をとることが望まれる。今後ポストMFAで、同産業がどのように成り立っていくのかが、中長期的な課題。

(資料) OECD (2005c) 「Trade and Structural Adjustment」 から作成。